

平成28年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成28年10月25日(火)

【開会】 14時00分

【閉会】 17時45分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 濱谷 由美子

委員 小原 良

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 前田 博明

委員 中村 香

【出席職員】

教育次長 西 義行

教育改革推進担当理事 佐藤 裕之

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤 成司

総務部長 小椋 信也

教育環境整備推進室長 丹野 典和

職員部長 山田 秀幸

学校教育部長 小田嶋 満

中学校給食推進室長 石井 宏之

庶務課長 野本 宏一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

カリキュラムセンター室長 須山 佳代子

カリキュラムセンター担当課長 鈴木 克彦

カリキュラムセンター指導主事 宮嶋 俊哲

カリキュラムセンター指導主事 岩崎 知美

カリキュラムセンター指導主事 松田 裕行

生涯学習推進課長 池之上 健一

生涯学習推進課係長 栗須 正則

指導課長 渡辺 英一

指導課指導主事 濱野 雄功

指導課担当課長 増田 亨

指導課指導主事 高山 深紀世

生涯学習推進課係員 宮野 岳樹

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

庶務課課長補佐 武田 充功

県費教職員移管準備担当担当課長 石渡 一城

県費教職員移管準備担当担当課長 猪俣 聡

勤労課担当課長 佐藤 忠光

学事課長 寺戸 光樹

学事課課長補佐 大塚 裕司

宮前区役所総務課長 福嶺 傑

宮前区役所生涯学習支援課長 吉越 厚善

宮前区役所総務課課長補佐 雨宮 米美

教育改革推進担当担当課長 田中 仁浩

教育改革推進担当課長補佐 牧田 英子

【署名人】

委員 前田 博明

委員 小原 良

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から17時10分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 3名）

【渡邊教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、

報告事項 No.4、報告事項 No.7、報告事項 No.8、及び議案第51号から議案第57号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、

報告事項 No.5は、特定の個人が識別され得る氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため、

報告事項 No.6は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるため、

また、議案第58号は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、

これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項 No. 4、報告事項 No. 7、報告事項 No. 8、及び議案第 5 1 号から議案第 5 7 号につきましては、議会での提案後は公開しても支障がないため、報告事項 No. 6 につきましては、定められた公表期日以降は公開しても支障がないため、議案第 5 8 号につきましては、承認及び議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【渡邊教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第 1 5 条により、前田委員と小原委員にお願いをいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【渡邊教育長】

それでは、まず報告事項 I に入ります。

「報告事項 No. 1 叙位・叙勲について」の説明を、庶務課長にお願いいたします。

【野本庶務課長】

それでは、報告事項 No. 1、叙位・叙勲につきまして、御報告を申し上げます。高齢者叙勲を受けられた方が 4 名、死亡叙位を受けられた方が 1 名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が 1 名いらっしゃいまして、受賞者、叙勲名等につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

初めに、高齢者叙勲を受けられた方でございますが、大岡昭三先生におかれましては、昭和 2 4 年に教職の道を歩み始められ、昭和 5 7 年に退職されるまでの 3 3 年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。特に校長時代は地域との関わりや連携に力を入れ、地域とともに学校をつくり上げていく基礎づくりに貢献するとともに、川崎市立中学校教育研究会演劇部会長として活躍するなど、本市の中学校教育の発展に多大なる功績を残されました。

根岸茂先生におかれましては、昭和 2 5 年に教職の道を歩み始められ、平成元年に退職されるまでの 3 9 年間教育の充実と発展に御尽力をいただきました。川崎市立中学校教育研究会、神奈川県公立中学校教育研究会の数学科の部会長として、本市及び県の数学教育の充実・発展に大いに寄与されたほか、川崎市立中学校長会においては会長、顧問等の要職を歴任し、本市の教育推進の中心的役割を果たされました。

1 枚おめくりいただきまして、富田美奈子先生におかれましては、昭和 2 0 年に教職の道を歩

み始められ、平成元年に退職されるまでの44年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。川崎市立小学校教育研究会学校給食協議研究会長、川崎市学校給食会理事として、川崎市の給食教育の水準を著しく向上させるとともに、指導講師として活躍され、多くの優秀な教職員を育てるなど、本市の小学校教育の発展にすばらしい功績を残されました。

二宮智恵子先生におかれましては、昭和23年に教職の道を歩み始められ、平成元年に退職されるまでの41年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。特に校長時代は地域に根差した学校経営に努め、教員の育成に尽力されたほか、川崎市立小学校教育研究会学校劇研究会長として各学校の児童劇や学芸大会の水準の向上に大きく貢献されました。

1枚おめくりいただきまして、続きまして、死亡叙位・叙勲を受けられた方でございます。佐藤博麿先生におかれましては、昭和23年に教職の道を歩み始められ、平成元年に退職されるまでの41年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。特に校長時代には施設・設備の充実、学習環境の整備をはじめ、教育研究に至るまで、幅広く教職員のリーダーとして指導に当たり、多大な実績を残されたほか、神奈川県公立中学校長会長として、全県的な立場から、教育の諸施策の円滑な運営・実施に取り組み、県下の中学校教育の発展に多大な功績を残されました。

哥小夜子先生におかれましては、昭和23年に教職の道を歩み始められ、平成4年に退職されるまでの44年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。川崎市立小学校教育研究会学校給食教育研究会長、川崎市学校給食会理事を歴任し、学校給食の発展に寄与するとともに、川崎市女性校長教頭会長として、女性管理職の登用や発展に向けて精力的に取り組まれました。

いずれの先生方もその長年の教育功勞に対しまして、叙位・叙勲を受けられたものでございます。御報告は以上でございます。

【渡邊教育長】

6名の方の叙位・叙勲についての御説明をいただきました。何か御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの報告事項 No. 1 につきましては、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 No. 1 は承認といたします。

報告事項 No. 2 平成28年度全国学力・学習状況調査結果について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 2 平成28年度全国学力・学習状況調査結果について」、説明をカリキュラムセンター室長お願いいたします。

【須山カリキュラムセンター室長】

それでは、平成28年度全国学力・学習状況調査、川崎市の結果につきまして、御報告させていただきます。

はじめに、「別紙 平成28年度全国学力・学習状況調査公表資料作成のポイント・留意点」をごらんください。これは文部科学省の資料ですが、上の囲みのところに「数値データを上昇させることが主たる関心事とならないようにする」とございます。本市におきましては、これまでも調査の目的、かわさき教育プラン等に基づき、調査結果を教育施策や教育指導の改善・充実に活用してきたところですが、こちらに示されている留意点を踏まえまして、今年度につきましては、児童生徒質問紙調査につきましては、経年の変化を把握するために、これまでどおり小数点以下第1位の数値で示し、教科に関する調査につきましては、平均正答率を整数値で示すことといたしました。

それでは、資料1の1ページをごらんください。本年度は4月19日に小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数・数学の調査が実施されました。

一番下の各教科の平均正答数と平均正答率の表をごらんください。小学校、中学校とともに、国語、算数・数学について、全国と同程度の結果となっておりますが、Bの「活用」のほうが「知識」よりも上回っている数値の差が大きい状況でございます。平成25年度以来、この状況が続いておりますので、問題解決的な学習や言語活動を中心とした学習等による、子どもたちの思考力、判断力、表現力等の育成を目指した取組の成果であると捉えております。

続いて、各教科の調査結果について、全国との差が5ポイント以上である設問、課題となる設問を取り上げ、指導のポイントについて御説明いたします。

資料2、1ページをお開きください。設問の横または下の囲みにある「%」のついた数字は本市の正答率、プラスまたはマイナスのついた数値は全国の正答率との差を示しております。

最初に、小学校国語についてでございます。A問題3 学年集会のお知らせについて、表現をよりよくするために助言することについては、全国を7ポイント上回りました。書くことの学習において、互いに文章を読み合い、よさを見つけて伝え合うなど、交流の学習過程を大切にしてきたことの表れと捉えております。

2ページです。B問題1一、インタビューメモの工夫を捉えることについては、全国を7ポイント上回りました。

3ページにまいりまして、B問題2三、「早ね早起き」活動の報告文において、成果だけではなく、課題を取り上げて書くことの効果を捉えることについては、6ポイント上回りました。この二つの問題から自分の課題を解決するために、目的や相手に応じて、調べたりまとめたりする学習活動を積み重ねてきたことの表れと捉えております。

4ページをごらんください。A問題1一3、漢字の「省く」を読むこと、A問題8 ローマ字で「あさって」と書くこと、ローマ字で書かれた「hyaku」を読むことの3問が、全国を5ポイント以上、下回った設問でございます。習った漢字を読んだり書いたりする機会を意図的に設定すること、また、ローマ字で表記された語句を集めたり、外国人と交流する機会に名前をローマ字で書いたりするなど、ローマ字に親しむ機会を増やすことが大切であると考えております。

5ページをごらんください。課題となる設問を取り上げて、指導のポイントを説明いたします。B問題1の三の正答率は53%でした。事前に準備したインタビューメモの内容を生かし、イラストの意図や話の展開に沿って質問することに課題があります。話を聞くときは、必要に応じて聞き返したり、内容を確認したりすることなどを指導するとともに、相手の話を受けて返す態度

を、意図的に育てることが大切であると考えております。

次に中学校国語についてでございます。7ページをお開きください。A問題9の六、文字の大きさや配列について設問は、全国を8ポイント上回りました。

8ページをごらんください。漢字の「敬う」を読む設問が全国を6ポイント下回りました。小中学校を通して、具体的な文脈の中で漢字の読み方と意味を関連させて理解するよう、指導することが必要であると考えております。

9ページ、10ページにお進みください。課題となる設問として、B問題2の三を取り上げます。正答率は50%で、調べたいことを決め、それに応じた情報の収集方法を考えることに課題があります。学校図書館の利用に当たっては、小学校で学習した日本十進分類法による本の配置についての知識を生かしたり、コンピュータを使って検索したりするなど、複数の情報収集の方法を考えるように指導する必要があります。

次に、小学校算数についてでございます。11ページ、12ページをごらんください。

A問題9(2)、1を超える割合を百分率であらわす場面において、数直線図を使って問題場面を把握すること、B問題2(2)、目標タイムを求めるために式と問題場面を関連づけること、B問題3(2)、割り算で正方形の数を求め、理由を式や言葉を使って説明すること、これらの設問につきましては、全国を5ポイント以上、上回る結果となりました。

12ページのA問題7は、全国を6ポイント下回りました。直方体の特徴を理解させるときには、実際の立体と見取り図を関連づけて、面と面の位置関係等を正しく捉えさせるような指導が求められます。

13ページ、14ページをごらんください。課題となる設問として、B問題1(2)の正方形の縦の長さを2センチ短くし、横の長さを2センチ長くしたときに、面積が4平方センチメートル小さくなることの説明を、言葉と式を使って書く設問について説明いたします。この設問は正答率が47%であり、示された説明を解釈し、用いられている考えを別の場面に適用して、その説明を言葉と式を使って書くことに課題があります。

学習指導においては、見つけたきまりが他の正方形でも成り立つことを検討することや、増減する長さを変えた場合など、発展させた事柄について、児童自らが「条件を変えた場合に、面積がどう変わるか」といった疑問を持てるように学習展開を工夫する必要があります。

次に、中学校数学についてでございます。15ページ、16ページをごらんください。これらの4問につきましては、いずれも全国を6ポイント上回りました。

A問題1(2)からは、数の集合を用いて、正数や自然数の意味を理解させる指導、A問題10(1)と(3)、A問題11の三つの設問からは、一次関数において表、式、グラフを関連づける指導などを意図的に取り入れたことが推察されます。

17ページをごらんください。A問題3(3)、5(1)は、全国を6ポイント下回りました。比例式を用いて、具体的な場面における数量の関係を捉えることに課題があります。また、空間図形におきましては、小学校においても、全国を下回る結果となりましたので、小学校段階から立体に触れて様々な視点から面や直線の位置関係を観察させる指導を系統的に取り入れる必要があると考えております。

18ページをごらんください。課題となる設問として、B問題1(2)、ドッジボール大会において、先生チームとの試合を入れることを提案するために、1試合にかかる時間を求める方程式をつくる設問を取り上げます。この設問の正答率は38%でした。与えられた情報から、必要な

情報を適切に選択し、数量の関係を捉えることに課題があります。

学習指導においては、実生活の場面で問題を解決する活動を取り入れることにより、多くの情報から試合数、休憩の回数と時間など、大会の計画を立てる上で必要な条件を選択し、図や言葉を使って数量の関係を捉え、実際の場面で方程式を活用することが大切であると考えております。

19ページ、20ページをお開きください。ここでは本市教育プランの指導となる児童生徒質問紙調査の項目から「自尊感情」、「将来に関する意識」、「授業への理解度」の三つを取り上げて報告いたします。

「自尊感情」の二つの質問につきましては、28年度の結果を全国と比較いたしますと、ほぼ同程度となっております。21年度と比較いたしますと、小学校では8ポイント以上、中学校では12ポイント以上、改善されました。学校生活や学校行事等を通して、目標に向かって取り組み、達成感を味わえるような活動を続けてきた成果であると捉えております。

「将来に関する意識」については、21年度から大きな変化はなく、ほぼ同程度の結果となっております。

次に、国語の「授業の理解度」につきましては、全国と比較するとほぼ同程度となっておりますが、21年度と比較すると、小学校、中学校ともに改善している状況が見られます。今後も必要感や目的意識をもって主体的に取り組める、言語活動を位置づけた授業づくりを進めてまいりたいと考えております。

算数・数学の「授業の理解度」につきましては、全国と比較すると、ほぼ同程度であります。平成21年度と比較すると、中学校において7ポイント改善されました。学習状況に応じた決め細やかな指導を充実させることにより、児童・生徒が「わかる」を実感する授業づくりを進めてまいりたいと思っております。

最後に、今後の取組でございますが、資料1「平成28年度全国学力・学習状況調査結果について」は、総合教育センターのホームページに掲載し、各学校の今後の指導方法の改善等に御活用いただくとともに、今週28日には総合教育センターにおいて、市内全ての公立小中学校の担当者を対象に、調査結果を活用した授業改善についての説明会を開催いたします。なお、国立教育政策研究所の国語の学力調査官をお招きして、今後の学習指導の在り方につきまして、直接御指導いただく予定でございます。

学力状況調査の結果についての御報告は以上でございます。

【渡邊教育長】

全国学力・学習状況調査の結果ということで、御報告をいただきました。

初めに国の公表資料の作成にも変更があったというような説明もございましたし、全市の状況を御説明いただいた上で、特徴的な全国との開きが5ポイント以上あるものについて、いろいろと御説明をいただいたところですが、委員の皆さんから御感想ですとか、お気づきの点などありましたら、御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

【吉崎教育長職務代理者】

まず全体的な傾向なんですけど、まあ全国並みといいますか、平均点でまず言いますと全国並みだろうなということで、そういうふうに大きな問題はないと思っております。今回むしろ小学校のほうのB問題のほうが比較的好くて、以前は中学校ももうちょっとよかったかという気がした

んですが、今回はあまり全国との差がないという状況になっておりますので、中学校のほうのB問題が全国と比べて改善された、よくなったという点の理由と、中学校のほうがもうちょっと前はよかったのに、さほどじゃなくなった理由みたいなものももしわかれば、まず1点。この辺の全体傾向ですね。お願いしたいと思います。

2点目は、本市は独自の学力調査をやっておりますね。そこでもいろんな子どもたちの強い点と弱い点が出ているわけですが、その傾向と、国語でも算数でもどちらでも結構ですが、今回の全国学力調査との結果との関連性といいますか、傾向性が似たような結果なのか、何か違った点が見られたのか、その辺をちょっと説明していただけますでしょうか。その2点お願いします。

【渡邊教育長】

では1点目についていかがでしょうか。

【須山カリキュラムセンター室長】

B問題の状況につきましては、やはり先ほど説明させていただきましたように、子どもたちの思考力、判断力、表現等を伸ばすために、学校における言語活動というものは、単元を通して、課題を設定して行っていくものですが、そういった子どもたちの意欲を引き出しつつ、言語能力を高めていく取組につきましては、引き続き効果を上げているものと捉えているところでございます。

中学校の国語のBが特に悪かったというような捉え方は私どもとしてはしておりませんが、全国的に結果が接近してきているというような状況があるのではないかと、文科省の説明においてもされておりましたので、本市の結果が特に悪かったというふうには私どもとしては捉えておりません。近づいているということではないかと存じます。

【渡邊教育長】

2点目の本市の学習状況調査との関係の話なんですが、そちらはいかがですか。

【須山カリキュラムセンター室長】

問題の質が大分、本市のほうも大分、活用の問題を入れた問題づくりというのに取り組んでいるところでございますが、多少、問題の質の違いというあたりはあるところですが、ただ、今回も伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項については、少し結果として下回ったというところがございまして、そちらにつきましては、やはり同様の傾向が川崎市の学習状況調査でも得られているところでございます。

今回、ローマ字のところ少し苦手であったということがわかってまいりました。関連ということでございますと、ローマ字についての出題は本市の学習状況調査におきましては、平成23年度までは出題されていたのですが、24年度以降小学校の問題では出題していないということでした。そういったあたりで、また今回全国の学力調査で明らかになった面を本市の学習状況調査のほうにも反映させて、まだ指導が、もう少し私どもが頑張っていかなければいけないというあたりを、メッセージとして発信していくことも考えていかなければならないと思っております。

【吉崎教育長職務代理者】

もう1点だけよろしいでしょうか。全体傾向なんですけど、算数をまず見ますと、AとBの正答率の違いが大きくて、これは全国がですね、本市もそうでありまして、全国に比べて算数のBが本市のが3%高いんですけども、あまり満足することではなくて、これは思考力、判断力、表現力の本丸なんですけど、B問題が。それが半分しかできないということは、全国で3%、高いのは高いんですけども、やっぱり大きな問題があるかなど。小学校の段階で、思考力、判断力、表現力の問題が難しいとはいえ、半分しかできていないわけですよ。結果正答率でいうとね。中学校になると50%切っているわけでありまして、本市はまだまだ全国から見たら、まだいいとはいえ、大きな問題なんだろうなと。それが日本全体の問題なんでありまして、この辺のところはどう考えていったら、今後どういうふうに授業づくりをしていく予定でございますか。指導として。

【渡邊教育長】

お考えがありましたら、お願いします。

【須山カリキュラムセンター室長】

この学力調査の問題というのは、文部科学省からのメッセージだというふうに毎回受けとめているところでございます、つまりここまで学力を、こういった授業づくりをするということが、求められているというふうに解釈しております。まだB問題につきましては、確かに正答率ということで見ますと、半分っていないということでございますが、目指すところをさらにまた、出題する側はさらに高めているというような状況にございまして、数学については問題そのものもかなり難しい、質を上げた問題といたしますか、そうなっているというようなことも聞いておりますので、少し解説させていただきます。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

先生がおっしゃるとおり、やはり50%はまだまだ課題があるなというように感じております。今回の資料2のほうの13ページ、14ページをごらんください。取り上げた問題はこれから本市でも、そういった子どもたちを育てていきたいという問題を取り上げました。それは、上のほうの問題で、7センチかける7センチの正方形から1センチ切り取ったところで問題が解決した後に、自分で2センチになるんだしたら、2センチ取ったらどうなるんだろうとか、これが正方形じゃなかったからどうなるんだろうというように考えられる子どもたちを授業の中で育てていきたいなというように考えております。先生に与えられた問題から発展させて、子どもたちがそれをもとに、いろいろ算数って本当に自分たちで考えていきたいなというような、そんな授業をこれから目指していきたいなというように考えているところでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

まさにそうでありまして、この13ページ、状況を変えたらどうなるかというところが、アクティブラーニングのポイントなんです。深い学びって。与えられた問題だけ解いているだけのもう時代ではありませんよ。自分たちで問いをつくって、条件が変わったらどうなるかという、

解決策の次の問いをつくれというか、そういう学習が今回のアクティブラーニングの本質なんです。ただ能動的ではなくて。だからそこら辺のところをしっかりとメッセージとして本市の先生方に伝えてほしいなど。ここがまさにポイントなんです。ぜひ、いい点を言っていたらと思うので、そういう授業づくりをしてくださいと言ってください。これはお願いです。私のほうは結構です。

【渡邊教育長】

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

【中村委員】

今アクティブラーニングの話が出ましたが、本当にアクティブに動くということも大事だと思うんですね。数学のほうを見てみますと、立体ができていないということで、これは体を動かさないとできないと言われている分野なので、学力を上げるために、たくさん教えることももちろん大事なんだろうけれども、そういうことよりも、もっと体を使って学ぶような学習も必要なのかもしれないと思いました。その辺はどうでしょうか。

【渡邊教育長】

お考えがありましたら。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

今回結果を分析しております、小学校のほうのを見ていましたら、直方体の面と面の位置を理解することができないんだということが、できないというよりも72%なんですけれども、全国と比べると6ポイント低いといったときに、中学校の分析を始めて、中学校も立体図形のところがやはり6ポイント低いといったときに、これは何か原因があるんじゃないかなというように考えております。それは小学校段階では実は結構立体をいろいろ箱をもってきたりとか、触れてさわる機会がございます。ところが中学校では、なかなかそういう機会がなくなり、理論的に考えるという活動が多くなってくるようになります。両方の活動を相互に関連づけることが大事かなというように思います。算数、数学の立体を見てそれをイメージするというのも非常に大事だというように考えておりますので、立体に触れて、紙を見ながら、問題を見ながらイメージしたりとか、中学校では問題を見てイメージした後に、立体に触れて、確認するというようなことも必要なのかなというように考えております。

【渡邊教育長】

何かございましたら。

【中村委員】

そういう立方体とかももちろん必要なんですけれども、自分の体を使って立体を感じる体験活動が少ないからということ、よく言われているので、もちろん学力を上げるための時間は必要なんだろうけれども、勉強の問題だけではないのかもしれないと思いました。

【渡邊教育長】

小学校などごらんになられて、具体的な操作など、どれくらい、どういうふうな状況にあるかという、何かお感じになったことはありますか。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

小学校の低学年、1年生2年生くらいですと、すごく楽しそうに箱を回しながらとか、こうやってはいるんですけれども、なかなか小学校の先生方も低学年を教えている先生が、この学習がどうつながっていくんだろうというところまで、見通せてないなというようなところを感じているところがございます。本当に子どもたちは楽しそうに学習はしているんですが、その辺は指導者側も意識して、その箱を動かしたときに、ひっくり返すとか、面と面とを子どもたちが見ながらやっているときに、その過程を価値づけてあげることがすごく大事だなというように感じております。

【渡邊教育長】

よろしいですか。ほかの委員さん、いかがでしょうか。

【前田委員】

国語についてですけど、小学校も中学校も「省く」、「敬う」、いわゆる訓読みのほうが低いということについて、熟語は音読みは読めて、訓読みというのはどういう分析をされているのか。例えば「敬う」とか、「省く」という語彙を知らないのか、知っていても漢字と結びつけられていないのか、その辺の分析をしないと授業改善につながっていかないのかなど。私が区担で見ていたときは小学校も中学校も辞書をしっかり使って、本当に付箋の山になっているんです、辞書が。ああやって辞書の活用もかなり進んでいるように現場では見えるので、その訓読みのほうが期せずして小中で読めないというのは、どこに原因があるのかというのが1点。

それから2点目はやっぱりローマ字なんかは生活で生きる力となると、t t だったら今私が来るときに通った尻手駅なんかこのt t だし、それから交差点のあれも漢字の下にローマ字だし、だからああいうのを町探検とか小学校では国語だけではなくて、ローマ字の指導にはそういういろんな中で、生活の中で目にしているもので、そういうところを意識してやっていくといいのかなと、そんなことを感じましたけど、いかがでしょうか。

【渡邊教育長】

訓読みの弱いというお話ですが、その辺はいかがでしょうか。

【須山カリキュラムセンター室長】

私たちの今回分析の中では、文脈の中で意味を推測して読んでいくという意味合いが、「敬う」でありますとか、「省く」といった、こういう文の中でこういう言葉が出てくる、その推測がまだ足りないのではないかと、今分析していましたので、語彙の不足という御指摘をいただいたことを、またこちらでも考えていきたいと考えています。ありがとうございます。

それで、漢字の定着についてはまだ課題があるということを考えていくと、やはり中学校ももちろんそうなんですけど、小学校の段階で初めて漢字と出会ったときはとにかく使っていこう、使

いたい使いたいといって、習った漢字をとにかく書きたいという気持ちがあるときに、先生たちが漢字をよく使えたねと褒めてあげたりして、文の中で使っていくことを進めていく。けどそのときに子どもがやはり文脈の中で間違った漢字を使ってしまうということがよくありまして、例えば「狸」と書くときに、小学校1年生が田んぼの「田」を習うと、田んぼの「田ぬき」と書くわけですね。それはかわいくていいんですが、そこで違うよって言うだけではなくて、田んぼの「田」はどういう成り立ちだっけと考えてみると、絵文字のように象形文字から発展してきたというようなことを子どもたちがそこで学び、だから狸の「た」に田んぼの「田」を使うのはおかしいかと判断できるようになったり、また狸という漢字は実は一文字で、獣偏に「里」とかけば「狸」と書けるんだよなんていうことを教えてあげると、なおさら漢字に興味をもって、ほかの動物も一文字で書けるのがあるかなと投げかけると、次の日までにお家の人に聞いてきたり、それから家にある子ども向けの辞書で調べてきたりして、そういうやはり漢字そのものに興味を持たせていくということと、先ほど御指摘いただいたように、語彙の不足、それから文脈の中での捉えとといったあたりと両方好きになるということ、使って楽しいということ、使うことでより意味が通じやすくなるといった漢字を使うことのよさを、もっともっと子どもたちに体得させなくてはいけないんだというふうに考えております。

【渡邊教育長】

二つ目、ローマ字の話がありましたけど、この活用というのはふだん接する機会がどのくらいなんだろうかという話がありましたけれども、いかがでしょうか。

【須山カリキュラムセンター室長】

そうですね、やっぱり意識していかないと、3年生で習ったので、それっきりにならないように、やはり私たちもどうやってそこを重ねて、習得するためには繰り返していかないと、もう忘れてしまうし、英語まで待っていたら大変ですので、そうするとやはり見つけていくという活動と、それからつたなくても書いていくという活動を、国語の授業だけではない場で、使っていくということがあると思います。例えば外国語活動の時間で外国の方と触れるときに、自分の名前とか友達の名前とか、それから物の名前をローマ字で書いて先生に例えば日本らしいものを説明してみるとか、何かそういったようなことで使っていくということと、もう少し身の回りにある物にアンテナを張って、ローマ字を見つけた、読めたということを理解していくことが大事なのかなというふうには思っております。

【吉崎教育長職務代理者】

この件でICTではローマ字入力はさせていないんですか、本市は。どうなんですか。

【須山カリキュラムセンター室長】

進めていて、そちらのほうがいいと考えています。

【吉崎教育長職務代理者】

そうすると、これ出てきますよね。「hyaku」とか。ローマ字入力で大体覚えているんじゃない、今の子どもたちは。我々もそうですけれども。間違えることもあるけれど、私たちも。何かその辺

のところとも関係があるような気がする。今はむしろICT活用の中でローマ字というのは覚えているんじゃないですか、今の子どもたちは。習得して。その辺はどうなんですか。

【須山カリキュラムセンター室長】

そうですね、キーボード入力をするときは、やはりローマ字入力でやってみましょうという投げかけは。今、平仮名で「つ」とかやらずにというふうには投げかけてはいるところで、確かにそのあたりとは大きな関連がありますので、小学校3年生で扱うときにもキーボードというのは必ずセットとなって出てくるかと思います。

【吉崎教育長職務代理者】

多分これはローマ字を習ったことの習得は、多分ICTで今やっているんじゃないかと思うんですよね。だからICTが盛んなところはできているんだと思うんですよ。もうキーボード入力、ローマ字を知っているから。慣れていないところはやっぱり習ったものをまだ習得していませんので。だからそこはできないんじゃないかなと。多分これすごくそこに不足があると思うのです。ICTのキーボード入力の。特につまった字でしょう、できていないのは。そういうところが、字がダブらないといけないとかね、文字がね。というのがわかればできますよね。

【渡邊教育長】

小原委員、濱谷委員、お二人の方は御感想でも結構です。いかがでしょう。

【濱谷委員】

私は特に今までの先生方のお話をもっともだなと思いながら聞きましたけれども、19ページのところの資料2の自尊感情とか、そういう部分がちょっと上がってきているので、これから授業の理解というところも算数、数学のところは結構中学なんか上がっていますよね。小学校に関しては横ばいかなという感じはしますけれども、少しずつ気持ちの部分もよくなってきているのかなというふうにもちょっと思っただけ見せていただきました。これがどんどんよくなっていく方向にいくといいなと。それによってやっぱり前向きになれたりするので、いいことだなというふうに思っただけ見ました。

【渡邊教育長】

小原委員、いかがですか。

【小原委員】

ローマ字のところ、言われてみればですけども、自分が小学生のころ壁新聞とか、ああいうので、その延長線上でローマ字書きというのを結構やっていたなというのがあったというふうに思い出したというのが一つなんですけれども、でも今はICTの時代なので、恐らくキーボードで打ち込んで指導していくんだろうなというふうに思っていますけれども、考えてみると今の子どもたちが持っているスマートフォンやその類というのはローマ字の入力はしないんですよ、彼らは。恐らく学校のキーボード、要するにパソコンでしかやることがないのであろうと。そうすると、かなりふだんからというのは、ふだんは普通に違う打ち込み方をしている、パソコ

ンを使うときだけローマ字の入力という形になってくるので、結構学校での授業というのが大事になってくるのかなというふうに思いました。

あと、これからICTのものが学校の中に入ってきて、例えばタブレットとかいったときに、タブレットの入力がどうなっているのかというので、大きく変わってくるのかなという気はするんですね。タブレットでも普通のスマートフォンみたいに入力ができるものもあれば、ローマ字のように入力する形もありますし、その辺で使いやすさでいけば、今まで子どもたちが使っているやり方のほうがいいのであろうけど、でもそこはあえてローマ字入力にしていくとかということをししないと、大人になったとき、パソコンを使ってということが大変になるのかもしれないというふうに思いました。

【渡邊教育長】

ローマ字入力と学校で使っているタブレットですとか、パソコンと少し関係して、改めて捉えていただいてもいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

一通り御発言いただきましたけれども、それではただいまの報告事項 No. 2については承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、No. 2は承認といたします。

報告事項 No. 3 平成28年度優良PTA被表彰団体の決定について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項 No. 3 平成28年度優良PTA被表彰団体の決定について」ですが、生涯学習推進課長お願いいたします。

【池之上生涯学習推進課長】

「報告事項 No. 3 平成28年度優良PTA被表彰団体の決定について」、御報告させていただきます。

今年度は、4月27日に「市の優良PTA表彰候補団体選考委員会」を開催し、各区PTA協議会から推薦のありました計14団体の中から、文部科学大臣表彰推薦団体2団体、神奈川県教育委員会表彰推薦団体5団体を選出し、神奈川県教育委員会へ推薦していましたが、このたび被表彰団体の決定について通知がございました。

はじめに、3ページの「優良PTA文部科学大臣表彰要項」をごらんください。文部科学大臣表彰は、PTAの健全な育成、発展に資することを目的に、2の表彰基準にございますとおり、組織、運営、活動の面から優秀な実績を挙げているPTA団体を表彰するものでございます。

次に、4ページの「優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱」をごらんください。第2条推薦

基準につきましては、文部科学大臣表彰の表彰基準と同様の基準となっており、こちらも組織、運営、活動の面から優秀な実績を挙げているPTA団体を表彰するものでございます。

それでは、1ページにお戻りください。項番1の文部科学大臣表彰についてでございますが、本市から推薦いたしました、表に記載の2団体が、神奈川県教育委員会の選考委員会を経て、文部科学大臣へ推薦され、このたび被表彰団体として決定されたところでございます。表彰式は11月18日金曜日、ホテルニューオータニにてとり行われる予定でございます。

次に、項番2の神奈川県教育委員会表彰についてでございますが、本市から推薦いたしました表に記載の5団体が、被表彰団体として決定されたところでございます。表彰式は11月18日金曜日、神奈川県庁にてとり行われる予定でございます。

なお、御参考までに、社団法人日本PTA全国協議会会長表彰についてでございますが、こちらにつきましては、川崎市PTA連絡協議会が推薦していた表に記載の2団体が被表彰団体として決定しており、表彰式は文部科学大臣表彰と同日、ホテルニューオータニでとり行われることを申し添えます。

2ページには、被表彰団体の業績を添付しておりますので、後ほど御参照ください。
以上で報告事項No.3の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり御説明いただきました。何か御質問などがありましたら、お願いたします。
特によろしいでしょうか。

それでは、改めて報告事項No.3、承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.3は承認といたします。

7 議事事項 I

議案第45号 平成29年度川崎市立高等学校入学定員について

【渡邊教育長】

次に、議事事項のIに入ります。

「議案第45号 平成29年度川崎市立高等学校入学定員について」、説明を指導課長に願いたします。

【渡辺指導課長】

それでは、「議案第45号 平成29年度川崎市立高等学校入学定員について」、御説明申し上げます。

既に「平成29年度川崎市立高等学校入学の募集及び選抜要項」につきましては、6月の教育

委員会定例会におきまして可決をいただいております、本日は「平成29年度川崎市立高等学校の入学定員」についてお諮りするものでございます。

議案の御説明に入る前に、前年度に行われました平成28年度入学者選抜の結果について御説明したいと存じます。

はじめに県内における状況について御説明いたします。2ページの「資料1 県内公立中学校卒業者の進路状況別進学率」をごらんください。平成28年3月の県内公立中学校卒業者数の実績は、表の左下にありますように、7万397人で、そのうち全日制公立高校に進学した者は、目標値の4万3,350人より178人多い、4万3,528人、全日制私立高校に進学した者は、目標値の1万4,000人より521人多い、1万4,521人で行われました。

それに県外等の全日制高校に進学した者、5,965人を加えた結果、全日制進学率は前年比で0.7ポイント増の90.9%となり、5年連続で増加となった上、過去10年間においても最も高い数値となりました。これは全日制進学率の向上を推進するために、公立と私立が協調して定員計画を策定してきた成果であると捉えております。

次に、3ページの資料2をごらんください。平成28年度の市立高等学校における入学者選抜の結果について御説明いたします。まず、全日制課程についてでございます。普通科を設置している学校は、川崎高校・橘高校・高津高校でございますが、各校における普通科への志願者数は募集人員を大きく上回り、軒並み高い競争倍率となりました。専門学科においても、おおむね募集人員を上回る志願者が集まっており、一部では競争倍率が1.5倍を超える学科もございました。

その一方で、共通選抜において合格者数が募集人員に満たなかったのは、商業高校のビジネス教養科、川崎総合科学高校の総合電気科、建設工学科の3学科でございましたが、二次募集を行った結果、最終的に欠員はございませんでした。

次に、定時制課程について御説明いたします。川崎高校は昼間部を有する二部制定時制でございますので、全日制課程と同様、募集定員の100%を募集人員として共通選抜を実施いたしました。その結果、昼間部・夜間部ともに合格者が募集人員に満たなかったため二次募集を行い、最終的には夜間部において欠員が生じました。

川崎高校を除いた4校につきましては、募集定員の80%の共通選抜と募集定員から共通選抜合格者数を引いた定通分割選抜を実施いたしましたが、4校全てにおいて合格者が募集人員に満たなかったため、二次募集を行い、最終的には4校ともに欠員が生じました。

その結果、ごらんいただいている表のとおり、川崎高校昼間部を除く全ての夜間部において、欠員が生じている状況でございます。

以上が平成28年度の入学者選抜の結果となります。

次に、4ページの資料3をごらんください。平成29年度の入学定員について御説明いたします。

まず、県内公立中学校卒業予定者数についてでございますが、上の表の「H29.3月」の欄にあるとおり、6万9,878人と見込んでおります。これは前年度実績より519人の減少を見込んでいるわけでございますが、川崎市における公立中学校卒業予定者数は、前年度実績より26名減少の9,766人と、ほぼ横ばいの状況になることを見込んでおります。

次に、県内公立高等学校の入学定員計画の策定につきまして、御説明いたします。神奈川県における公立高等学校の入学定員計画は、公立、私立高等学校の設置者及び代表者で構成される「神

奈川県公私立高等学校設置者会議」において策定されており、ごらんいただいている資料は去る9月6日に行われました「第2回神奈川県公私立高等学校設置者会議」の資料の抜粋でございます。

平成29年度公私立高等学校生徒全日制入学定員の目標設定の考え方及び計画についてでございますが、黒丸の一つ目にあるとおり、「全日制進学率の向上を推進するため、公私各々が自らの責任として実現を目指す定員目標を明確にした上で、その実現に最大限の努力をする」という考えに基づき、公立高校全日制の目標設定を黒丸の三つ目にあるとおり、「公立中学校卒業予定者の動向及び定時制における課題の解消に対応できるよう定員枠を確保することとし、平成29年度における入学定員目標を4万3,250人程度としたところでございます。これは前年度の目標値よりも100人の減となりますが、卒業予定者を519人の減少と見込んでおりますので、割合で見ますと、昨年度比で0.3ポイント増の61.9%となります。

また私立の入学定員目標は、黒丸の四つ目にあるとおり、1万4,500人程度としており、前年度の目標値よりも500人の増、卒業予定者の割合で見ても、前年度比で0.9ポイント増の20.8%としております。今後は公立と私立が互いにこの目標値の実現に向けて努力することで、さらに全日制進学率の向上が図られるものと見込んでおります。

それでは1ページの議案書を平成29年度川崎市立高等学校入学定員(案)にお戻りください。まず1の全日制過程の入学定員についてでございます。先にも述べましたとおり、県内全域における公立中学校卒業予定者数は519人の減少となりますが、川崎地域における公立中学校卒業予定者数はほぼ横ばいの状況であることから、平成29年度入学者選抜における定員につきましても、昨年度と同規模で対応することとし、全日制全体における入学定員の合計を1,280人といたします。

ただし、川崎高校普通科につきましては、附属中学校から1期生である卒業生が3学級進学してまいりますので、募集する学級数は1学級、募集定員は転編入学二人を減じた38人といたします。したがって、全日制全体としての募集学級数は29学級、募集定員は1,140人となります。なお6月の教育委員会定例会におきまして御説明いたしました幸高校につきましては、全体の入学定員は昨年度と同じ6学級240人とし、その内訳につきましては、普通科2学級、ビジネス教養科4学級の募集といたします。

次に2の定時制過程の入学定員についてでございます。先ほども御説明したとおり、神奈川県公私立高等学校設置者会議においては全日制進学率の向上を目指すことを目標としており、その成果として近年は全日制進学率が向上し、定時制の欠員が増加している現状でございます。平成29年度の入学者選抜においても、引き続き全日制進学率の向上を目指すこととしておりますので、想定どおり全日制進学率が向上するようであれば、定時制過程においては、平成28年度同様に欠員が生じることも想定されます。

その一方で定時制を受験した中学生のうち、定時制への進学を希望していた者の割合は増加傾向にあり、定時制進学希望者へのニーズにもしっかりと対応していくことが求められております。定時制への進学率は景気の動向など、各家庭の経済状況に左右されやすい面があり、仮に私立高校への進学率が減少したとすれば、公立高校への志願者数が増加することも想定され、定時制への志願者数が増えることも考えられます。

また県内公立中学校における卒業生数は前年度比で519人の現象と見込んでおりますが、川崎市立における卒業生数は26人の減少と、ほぼ横ばいの数値になることが見込まれており、仮

に定時制への志願者がふえたとしても、市立高校としてセーフティネットの機能が十分果たせるようにするために、平成29年度入学者選抜における入学定員は昨年度同様全体として11学級385人といたします。

なお入学定員につきましては、神奈川県、横浜市、横須賀市においても先にお示ししました公立高校の目標値にあわせて協議調整を行った上で、それぞれが県立高校、市立高校の募集定員を設定いたします。本議案の可決をいただきましたら、それぞれが制定した募集定員の結果につきまして、県と3市合同で今月中に公表する予定でございます。

最後に一番後ろに参考資料として、平成29年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜の概要を添付してございますので、御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

高校の入学定員についてでございますけれども、御質問また御意見等ございましたらば、お願いいたします。

【濱谷委員】

川崎高校の定員の中に中学校から上がっていくお子さんが3クラス分って、その方たちは入学試験とかなしでいくわけですね。

【渡辺指導課長】

はい、そうです。附属中学校で入学するときから、もうそのまま試験なしで高校を迎えるということなんです。

【濱谷委員】

中学校に入学するときに試験があつて入っているのです。

【渡辺指導課長】

そのまま中学校3年間、高校3年間、計6年間をそのまま継続していきます。

【濱谷委員】

継続して。あとの40人を試験でということですね。わかりました。

【小原委員】

同じく川崎高校の普通科なんですけれども、中学校から上がるということで、28年度は158人の募集人数から38まで下がっても、どれくらいの倍率になる可能性があるかと思っていますか。

【渡邊教育長】

いかがでしょうか。まだ難しい部分があるでしょうけれども。

【小原委員】

というのは、中学校から120名上がってくるということは、中学校の時点でこの高校に行くことがある程度予想されていないと、まず高校から入ることは難しいという答えになりますよね。そうすると小学校から、川崎高校の中学に入っていないと、かなり高校から行くことは大変なことになるというふうになりますので、定員自体はある程度は枠というのは決められているのかもしれないですけども、もう少し何か高校からでも入れるような方法があればいいのかなというふうには。これは単純な私の感覚、感じ方ということで受けとめていただければと思うんですけども。

【渡邊教育長】

難しくなるということで志願者が減少するんじゃないかという、そういう御心配ですか。

【小原委員】

1年目は多分そこそこあると思うんですけども、多分次はまず高校からは入れないという感覚になるのかなと。川崎高校の普通科は難しいだろうと、倍率が高くてというふうになるかなと思っていて。そもそも募集の定員自体が少ないというふうになりますので、だったら中学のうちにここに入っておかなきゃいけないという感覚になってくるかなと。これからは。そういうふう感じてはいるんですけども。

【渡邊教育長】

御感想をいただきましたけれども、まだ特にあれですよ。何か動向について調査などしているわけではないですよ。

【吉崎教育長職務代理者】

その点なんですけどね、中高一貫校ではないわけですよ、川崎は。普通科は。

【渡辺指導課長】

いえ、中高一貫校です。

【吉崎教育長職務代理者】

一貫校というのは、一貫校カリキュラムではないですよ。だから相模原中等教育学校みたいな一貫校ではないですね。県立でもありますけれども、お隣に。だからそうすると、あそこはあの場合だと5年でカリキュラムが終わってしまって、6年は独自のカリキュラムになっているんですね、相模原中等教育学校は。私は非常に評価しているんですけどね。

そういうわけではないので、中学校3年やってきた人は、高校の内容は先取りしていませんよね、一切。誰に聞いていいか、これ入試の問題ではないので、それで次の質問になるんですけど。先取りしていませんね。

【渡邊教育長】

現在の教育課程について、一部確認しましょう。いかがですか。

【濱野指導課指導主事】

中学校のとおりのままです。多少発展した内容になっているようですが、高校の教科書を先にやっているということはしておりません。

【吉崎教育長職務代理者】

していないですね。だからそうすると中学校から3クラスが上がってきて、高校で1クラスとりますね。これは混ぜるということになりますね。別々じゃないですね。

【濱野指導課指導主事】

高校1年生のときには別にするという話を聞いております。2年生からクラス編制で混ぜていくということです。

【吉崎教育長職務代理者】

ああそう、1年生だけは、中学校3年はそのまま上がってきて、1クラスだけは別なの。それはなぜ、理由か何かありますか。

【濱野指導課指導主事】

最初は混ぜるという話もあったようですが、これまでのことも踏まえて、外から入ってきた子たちにも市立川崎のことをきちんと教えることを考えて、1年目は分けるというお話を聞いております。2年以降は混ぜて進めていくと聞いております。

【吉崎教育長職務代理者】

ということは先取りはしていないんですね。2年生で混ぜられるということだからね。これ両方メリット、デメリットがあるんですけどもね。私立に対抗するための公立の、何ていうんですか、公立の復権といいますか、これが東京も動いてきまして。私は決して中高一貫は公立もいいと思っていて、私は実はそのほうに賛成の考えなんです。本市の場合は、いわゆる3クラスと1クラスという混ぜた形になって、先取りは中学校ではしていない。だから入ってきてもいいと。

ただ、1クラスなので小原委員が言ったように、非常に微妙な倍率というか、受験指導のほうが少ないので微妙ですよ。40名弱ですからね。だからどの子が来ていいかわからないとか、どのレベルが。これは今回初めてですね。上がってきて。だから最初ちょっと混乱があるかなという気が私はするんですが。

つまり、どういうことを言っているかということ、もし受けて落ちちゃった場合は、どうなるんですか、公立。

【濱野指導課指導主事】

ほかの公立を受けているのと同じパターンになりますので、私立を併願している子はそちらということもあります。また、定通の分割選抜がその後にあります。ですから、外部の子は普通の高校を受けるのと同じで、ただ単に市立川崎は1クラスしか募集がないということになります。

【吉崎教育長職務代理者】

ないですよということの覚悟で受けてくださいと。今小原委員が言ったように難しいですね、これ指導するほうが。この辺はどういうふうに考えている。1クラスだけ公立が募集するというのは、なぜかという結構魅力的は魅力的でしょう。子どもたちにとっても学校もね。結構今見ると、偏差値も結構いいところきていますよね。だから非常に微妙だなというふうに私も思っているんですが、何か見通しはありますか。もう一度聞きますけれども。

【濱野指導課指導主事】

外部の中学生に向けての説明会等では、多くの参加者がいて、中には中学受検のときに受からなかった子たちがもう一回チャレンジしたいという子もたくさんいたようです。ただ、やはり倍率によるので、志願変更のときに、あふれたら逃げてしまう子がいるのではと思います。

【吉崎教育長職務代理者】

そこで移動ができるから。

【濱野指導課指導主事】

はい。中学校の先生の話では逆に怖がって最初から受けない子もいて、微妙なようです。中学校も初めてなので、心配しています。恐らく志願変更のときに移動があるのではないかという話は聞いております。

【吉崎教育長職務代理者】

1回目はちょっと混乱がありますかね。安定するまで。つまり2クラス取るというわけにはいかないの。つまり倍に。2クラス分取るというのは難しい、いろんな施設の関係もあって。

【濱野指導課指導主事】

はい、そうです。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですね。学校数がすごく大きくなってしまいますものね。普通、ここは生活と福祉があるからね。普通科だけだったら、今の話はできるんだけど。難しいですね。ちょっと様子を見せていただくしかない。

【濱谷委員】

それしかないですね。何か入ってくる子が少ないから、前からいる子は120人いて、40人新しい子が入る。何か半々くらいだと、混ぜたときも何か違和感なく混ざりそうな気がするけど、どういうふうになっていくのかなというのは、ちょっと心配な部分があるかなというふうに、ちょっと思っちゃったんですけど。だから、吉崎委員がおっしゃったように2クラス分で80人くらいなら、120対80くらいなら混ざったときもいいかなとちょっと思いました。

【吉崎教育長職務代理者】

そうすると、あまりあれだと附属中をつくったという特色が出にくいというのはわかるのね。高校のね。僕も事情はよくわかるんで。苦しいところですね、なかなかね。

【渡邊教育長】

また実際入試が終わってからですね。どのような状況だったのか、御報告いただければありがたいと思います。

ほかの委員さんはよろしいですか。

それでは、ただいまの議案第45号ですが、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、原案のとおり可決といたします。

議案第46号 平成29年度川崎市立特別支援学校高等部の入学者の募集人数について

議案第47号 平成29年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集人数について

【渡邊教育長】

次に、「議案第46号 平成29年度川崎市立特別支援学校高等部の入学者の募集人数について」、及び「議案第47号 平成29年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集人数について」でございしますが、この議案2件についてですが、これらはいずれも、特別支援学校の入学者の募集人数に関する議題となりますので、これら一括して審査したいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとしまして、一括して審議してまいります。

まず説明を、指導課担当課長にお願いいたします。

【増田指導課担当課長】

では、まず「議案46号 平成29年度川崎市立特別支援学校高等部の入学者の募集人数について」でございします。6月の教育委員会定例会で可決いたしました『平成29年度 川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）』、『同 分教室』、『田島支援学校（肢体不自由教育部門）（訪問教育部門）』及び『聾学校高等部』の入学者の募集及び選抜要綱』において、後日定めるとしておりました募集人数につきまして、本日御提案させていただきます。

特別支援学校高等部（知的障害教育部門）入学選抜の基本的な考え方につきましては、県立の特別支援学校と同様、知的障害のある者のうち、特別支援学校（知的障害教育部門）への入学希望者全員を受け入れるよう、県と連携し、募集人数を決めさせていただいております。また、肢体不自由教育部門、訪問教育部門、聾学校におきましても、志願状況を踏まえ、募集人数を決めさせていただいております。

平成29年度川崎市立特別支援学校高等部の入学者についてでございますが、現在までの各学校への志願状況等を勘案しまして、知的障害教育部門につきましては、募集人数を川崎市立中央支援学校高等部44人、川崎市立中央支援学校高等部分教室24人、川崎市立田島支援学校高等部50人とします。

参考として、次ページ資料1をごらんください。平成28年度の川崎市立及び県立特別支援学校（知的障害教育部門）の入学選抜の結果でございます。志願者が募集人数より上回った、中央支援学校高等部分教室につきましては、選考の結果、16人が前期選抜試験を経て入学することになりました。漏れてしまった7人につきましては、1名が各種学校へ、6名は後期選抜を経て他校へ入学することになりましたので、特別支援学校（知的障害教育部門）を志願したものの全員がいずれかの学校へ入学しているところでございます。

ここで資料の訂正を一つさせていただきます。「麻生養護学校本石川分教室」の「本」の字が「元」という字ですので、申しわけございません。訂正をよろしくお願いいたします。

お戻りいただきまして、次に、肢体不自由教育部門、訪問教育部門につきましては、現時点での志願相談等の状況から、おおよその志願者数が把握できましたので、募集人数を川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）6人、（訪問教育部門）6人といたします。

川崎市立聾学校につきましても、同様に募集人数として、普通科8人、ライフクリエイト科8人といたします。

続きまして、「議案第47号 平成29年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集人数について」でございます。川崎市立聾学校の幼稚部募集人数につきましては、現在の志願状況から、5人といたします。

説明は以上になります。審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第46号並びに議案第47号について説明いただきました。御意見、御質問などございましたらば、お願いいたします。

【中村委員】

特別支援学校の場合は本人や保護者の意向を可能な限り尊重して、個々の障害の状況とかを総合的に考えて人数を決めていかれると思うんですけども、そうすると、川崎市中央支援分校の志願者数と募集人数がどうしてこんなに変わってしまったのかというのがちょっと疑問だったんですけども。普通だったら大体同じくらいになりそうな気がしたんですけども。

【増田指導課担当課長】

分教室につきましては、選抜試験がございまして、御本人たちの希望とそれから学校の受け入れる物理的な数が、教室数が限られておりましたので、そういう形の中で選抜試験をさせていた

だいております。23人、当時、昨年度でしょうか、希望されたうちの物理的な数字として16人で教室が限界でございましたので、そういう形での選抜試験をさせていただきました。

【中村委員】

なかなか難しいですね。物理的な問題もあり、入れられないということもあるでしょう。それでは、受験する前の事前相談とかは、どうされていたのでしょうか。

【増田指導課担当課長】

そのお子さんが、生徒がどこの教育課程が一番ふさわしいかということにつきましては、学校見学等、あるいは体験等をしていただきまして、保護者の方、それから中学校の先生方も一緒になって考えていただいております。そういう結果の中で志願を希望する方を募集しておりますので、この結果として23人のこの年は希望があったということになってございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。また別の機会にでも高等部の教育課程といいたいでしょうか、どういう学習を進めているのかなど御説明していただけると、もう少し理解が深まるかと思っておりますので、何かいい機会がありましたらば、お願いいたします。

ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

それでは、採決に入りますけれども、採決は46号、47号、別に行ってまいりたいと思えます。

まず、議案第46号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、議案第46号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第47号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

では異議なしとして、47号も原案のとおり可決といたします。

議案第48号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について

議案第49号 川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則の制定について

議案第50号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第48号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について」、「議案第49号 川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議案第50号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、この三つの議案についてでございますけれども、これらはいずれも施設の使用料金等の改定に関するものでございますので、一括して審査をしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、一括して審議をさせていただきます。

まず、説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第48号 川崎市市民会館使用規則の一部を改正する規則の制定について」、「議案第49号 川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議案第50号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。これら3つの議案につきましては、平成28年8月9日の教育委員会臨時会におきまして御審議いただきました「川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」等の条例案が平成28年第3回市議会定例会におきまして可決・成立いたしましたことから、同様の趣旨に基づき設備の使用料を改定等とするものでございますので一括して御説明申し上げます。

初めに、「議案第48号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げますので議案書の6ページをごらんください。制定理由でございますが、「市民館の使用料を改定するため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて7ページをごらんください。新旧対照表でございます。この規則は川崎市の市民館の管理及び運営について必要な事項を定めており、表の左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第7条をごらんください。この条文は、使用料の減免について市がその事務事業のために使用するときなどに該当する場合に、市民館の施設及び設備の使用料の5割相当額を減額することを定めており、使用料の改定に伴い使用料の5割相当額を減額する際に生じる1円未満の端数を切り捨てるとする規定の整備を行うものでございます。

次に第13条は、施設及び設備の使用中止を届け出た場合の使用料の還付について定めており、第1項の表のとおり大ホールにあっては使用前4箇月までに使用中止を届け出た場合には5割相当額を還付するとしており、使用料の改定に伴い5割相当額を還付する際に生じる1円未満の

端数を切り捨てるとする規定の整備を行うものでございます。

次に、8ページから13ページまでにかけてございます別表の「市民館設備使用料」については、1割増額した金額に改めるものでございます。

最後に、13ページをごらんください。備考第2項は、使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間につき、規定使用料の2割相当額を増徴するとしており、使用料の改定に伴い規定使用料の2割相当額を増徴する際に生じる1円未満の端数を切り捨てるとする規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。附則でございますが、第1項においてこの規則の施行期日を平成29年4月1日とし、第2項において、この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例によるとする経過措置を定めるものでございます。

次に、「議案第49号 川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。議案書の6ページをごらんください。制定理由でございますが、「教育文化会館の使用料を改定するため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、7ページをごらんください。新旧対照表でございます。この規則は、川崎市教育文化会館の管理及び運営について必要な事項を定めており、表の左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第7条は使用料の減免について、第13条は使用料の還付について定めており、いずれも施設、設備使用料の減免及び還付の際に生じる1円未満の端数を切り捨てるとする規定の整備を行うものでございます。

次に、8ページから13ページまでにかけてでございます別表の「教育文化会館設備使用料」については、1割増額した金額に改めるものでございます。

最後に、13ページをごらんください。備考第2項は、使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間につき規定使用料の2割相当額を増徴するとしており、使用料の改定に伴い規定使用料の2割相当額を増徴する際に生じる1円未満の端数を切り捨てるとする規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。附則でございますが、第1項においてこの規則の施行期日を平成29年4月1日とし、第2項において、この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例によるとする経過措置を定めるものでございます。

最後に、「議案第50号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げますので議案書の2ページをごらんください。

制定理由でございますが、「有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部改正に伴い、利用料金の減免について所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて3ページをごらんください。新旧対照表でございます。この規則は、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の管理及び運営について必要な事項を定めており、表の左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第11条は利用料金の減免について定めており、窓口での利用料金の徴収を10円単位としておりますことから、利用料金の改定に伴い、利用料金を減額する際に生じる10円未満の端数を切り捨てるとする規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、第1項においてこの規則の施行期日を平成29年4月1日とし、第2項において、この規則の施行の際現に利用許可を受

けている者の当該利用許可に係る利用料については、なお従前の例による経過措置を定めるものでございます。

以上、議案第48号から議案第50号までについて御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいまの議案3件について一括して説明をいただきました。御意見、御質問等ございましたらばいずれでも結構でございますのでお願いいたします。

【中村委員】

10月から委員になったのでよくわかっていないんですけども、金額が上がるということはどういうことかもう決定ですか。

【渡邊教育長】

改めてその説明をお願いします。

【池之上生涯学習推進課長】

川崎市の公の施設につきましては、これまで他都市との使用料の水準差とかを見ながらいろいろ改定の経過がございますが、平成26年7月に財政局のほうから全庁的な取組として「使用料・手数料の設定基準」と、これは先日、委員の皆様方にはお渡ししたもののなんですけど、こういったものを川崎市として公表したところでございます。基本的にはこの「使用料・手数料の設定基準」の考え方に基づいて、今後、川崎市の公の施設については改定のタイミングを検討していくということで全庁的に決まったところでございます。したがって、9月の議会におきまして、条例議案を上程したところでございますが、この「使用料・手数料の設定基準」はもともと26年7月に公表された考え方でございますので、今般この考え方に基づいて、本来公費を充てる範囲と受益者が負担すべき範囲はどの程度のものかというのをこの考え方に基づいて算出しておりますので、市民館等においては全体のコストの25%程度を市民の方々に御負担いただくのが適当と判断されたところでございますので、25年度と26年度の決算額ベースの数字を当てはめて支出に対してどれだけの費用負担を市民の方にお願しているかといったところをはじき出したところ、25%の標準的な受益者負担割合に対して、市民館、教育文化会館等につきましては18.5%ということで、あと6.5%の乖離があったところでございます。この6.5%の乖離を埋めるために今回使用料の改定条例のほうを挙げて、なおかつ施設に附帯してございます設備についても同様の考え方で本来6.5%ですから、この乖離を埋めるには約1.4倍の改定をしなければいけないところでしたが、市民の方々が皆様御利用される施設でございますので、利用者の負担を一気に上げるものはどうかという考え方がございますので1.1倍ということで、全庁的に1.1という幅で引き上げの改定をしたところでございます。条例につきましては、この10月17日に可決されてございますので、それを受けて教育委員会規則のほうで設備の使用料についても同様の考え方で改正をお願いするところでございます。

以上でございます。

【渡邊教育長】

これでおわかりいただけましたか。

【中村委員】

もう条例で決まったということですね。

【渡邊教育長】

そうですね、はい。前提となるものが決まっています、それに伴って規則改正を図るとというのが今回の提案にはなっていますね。よろしいですか。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

【小原委員】

48、49、50号とどれもそうなんですけど、附則の経過措置のところなんですけど、単純に文書だけのお話なんですけど、「この規則の施行の際現に使用許可を受けている」というような表現になるところなんですけど、ここは、句読点とか入らないですか。

【池之上生涯学習推進課長】

この辺のところについては法制執務の考え方がございまして、委員がおっしゃるように、点が入っている附則の規定がおかれているときもありますし、逆にこのような形で、点がない形でされている場合もございまして、ちょっと難しいんですけど、その時代時代に、点があつたりなかったりする状況がございまして、現行、川崎市の条例の附則もそうですが、点のついてない形で規定していることが多くございますので、このような形にさせていただいたところがございます。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

それではよろしいようでしたら、改めて議案第48号から順に採決に入りたいと思います。まず、議案第48号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして議案第48号は原案のとおり可決いたします。次に議案第49号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

こちらにも異議なしとして議案第49号は原案のとおり可決いたします。
次に議案第50号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

では、こちらにも異議なしとして、議案第50号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【渡邊教育長】

それでは、報告事項Ⅱに入ります。
「報告事項 No. 4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」、説明を庶務課担当課長をお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

「報告事項 No. 4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」御説明申し上げます。お手元の報告事項 No. 4をごらんください。

「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分」でございます。専決年月日は、「平成28年8月16日」、損害賠償の額は「31万円」でございます。

事案の概要でございますが、「平成28年3月、平成28年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査において、本市職員が、採点を誤ったため、市立高等学校に入学を希望していた被害者が不合格となり、当該被害者が、既に合格していた私立高等学校の入学金を支払うこととなったもの」でございます。

市の法的責任でございますが、本件入学金につきましては、採点を誤らなければ払わないものであって被害者にとって損害であることから、川崎市に国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任があることを認めたものでございます。

こちらの専決処分につきましては、11月から開催される平成28年第4回市議会定例会に報告される予定となっております。以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおりの説明でございますが、何か御質問などございましたらばお願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

この生徒はその後、市立高等学校に入学してるんですか。

【山田庶務課担当課長】

入学いたしました。

【吉崎教育長職務代理者】

ああ、そうですか。

それまでの私立高校に払った授業料のほうの話は大丈夫なんですか。

【山田庶務課担当課長】

入学金以外にも手続の際に支払う金額というのはございますけれども、それらにつきましては、全部返還をいただいたところです。

【吉崎教育長職務代理者】

ああ、そうですか。

【山田庶務課担当課長】

入学金につきましては、最高裁の判例にもございますが、いろいろな準備金として、また、その受験者がその学校に入る権利を取得するという意味での金額でございまして、それは本人一度支払ったものは本人に返す必要がないという判例となっておりますので、そこは返還がいただけなかったということでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

この生徒は4月から入学できているんですね、市立高校に。

【山田庶務課担当課長】

はい。市立高校に。

【吉崎教育長職務代理者】

ですから、その払った入学金だけが返ってこないのその分だけはこちらで対処するというところでよろしいんですか。

【山田庶務課担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

わかりました。

【渡邊教育長】

ほかの委員の方、よろしいですか。

それでは、ただいまの報告事項 No. 4 でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 No. 4 は承認いたします。

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、野本庶務課長が説明した。

報告事項 No. 5 は承認された。

報告事項 No. 6 平成28年度川崎市教育委員会職員（建築職）採用選考の実施について

【渡邊教育長】

次に、報告事項の No. 6 に移ります。「報告事項 No. 6 平成28年度川崎市教育委員会職員（建築職）採用選考の実施について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

【野本庶務課長】

それでは、「報告事項 No. 6 平成28年度川崎市教育委員会職員（建築職）採用選考の実施」につきまして御説明をさせていただきます。

初めに1の経緯及び趣旨でございますが、重要文化財の指定を受けております古民家等を数多く所有いたします日本民家園におきましては、文化庁より承諾を受けた「文化財建造物工事主任技術者」の有資格者を建築職として配置することで、古民家等の保存・修理の設計・管理、事業の推進を図ってきたところでございます。

しかしながら、現在、日本民家園の担当課長でございます建築職が、平成28年度末に定年退職を迎えるため、開園以来の専門技術、経験の継承が喫緊の課題となっております。今回、新たな建築職の選考採用により、こうした業務を熟知している経験者を係長級職員として採用することで、今後も日本民家園における文化財建造物を適切に保存・管理していくものでございます。

続きまして2の選考区分及び採用予定者数でございます。選考区分につきましては建築職とな

り、役職につきましては専門的見地から事務事業実施における中核を担うため係長級としております。採用予定人数につきましては、若干名となっておりますが1名を予定しております。

次に、3、選考日時等でございますが、選考日につきましては、平成28年12月11日、日曜日、選考内容といたしましては、専門試験及び面接試験によるものといたします。

また、選考結果につきましては、12月16日に合格者に文書で通知する予定でございます。また、同日にホームページにて合格者の受験番号を1週間程度掲載してまいります。

次に、受付期間でございますが、平成28年11月11日から平成28年11月25日までといたします。

最後に受験案内の配布でございます。受験案内につきましては、11月1日から市内の区役所等で配布をいたします。また、選考の実施につきまして、11月1日号の市政だより及び川崎市インターネットホームページにて掲載をいたしてまいります。御報告につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

【渡邊教育長】

建築職採用選考の実施ということで説明いただきました。御意見、御質問等ございましたらばお願いたします。

【小原委員】

参考までに教えてほしいんですけど、文化財建築物工事主任技術者という有資格者ということになりますよね。そうすると、この選考自体には年齢制限というのはないんですけど、別に年齢は何歳でも構わないという感じですか。

【野本庶務課長】

そうですね。一応、係長級という形で予定してございますので、特に年齢制限は設けてはございません。この資格を持っている方が、全国でおおよそ130人程度しかいらっしゃらないということでございます。これまでも私どものほうの日本民家園に建築士はおるわけですが、主に公益財団法人の文化財建造物保存技術協会、いわゆる文建協という名前なんですけども、こちらに多くの方が所属しておりまして、こちらから人材を採用してきているような状況でございます。

【小原委員】

聞いたことあるんですけど、ほぼいないはずだなと思っていて。

【野本庶務課長】

そうです。こちらに所属している方と、あとは、聞いているところでは文化財の数多くある京都府、奈良県のほうにはかなり職員を抱えているということは伺ってはおります。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございました。

【渡邊教育長】

いい方が見つかるといいんですけどね。

【小原委員】

そうですね。

【渡邊教育長】

では、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項 No. 6 についてですが承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

では、報告事項 No. 6 は承認といたします。

【渡邊教育長】

それでは、本日、まだ、この先少し案件が数多くございますので、ここで10分程度休憩をとりたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

16時05分から再開ということでよろしく申し上げます。

(15時56分 休憩)

(16時03分 再開)

報告事項 No. 7 県費教職員の市費移管に伴う進捗状況の報告

9 議事事項Ⅱ

議案第51号 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第52号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

【渡邊教育長】

教育委員会を再開いたします。

次は、「報告事項 No. 7 県費教職員の市費移管に伴う進捗状況の報告」、これと関連いたしますので、議事事項のⅡの「議案第51号 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、「議案第52号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第53号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第54号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第55号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」までの五つの議案についてでございますが、ただいま申し上げましたものはいずれも県費教職員の市費移管に伴う条例改正に関する議題となりますので、これら一括して審査をしてみたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、ただいま申し上げました報告並びに議案につきまして一括して審議をしてみたいです。では、説明を県費教職員移管準備担当担当課長並びに庶務課担当課長にお願いいたします。

【石渡県費教職員移管準備担当担当課長】

よろしくお願いたします。

それでは、「報告事項 No. 7 県費教職員の市費移管に伴う進捗状況の報告」につきまして、お手元の資料に沿って御報告をさせていただきます。

まず、資料の1、「県費負担教職員に係る給与負担及び定数決定の事務権限の移譲について」でございます。こちらの資料は移管までの経緯と移管に伴う主な取組についてまとめさせていただいております。資料左側をごらんください。こちらが経緯と効果を示しておりますけれども、県費負担教職員の市費移管につきましては、長年の課題であったということで原因としては財源をどうしていくかということでございました。平成25年、こちらにございまして、地方制度調査会答申、あるいは中央教育審議会の経過報告両方あわせて財源についても一定の措置を

いたしましょう、それから定数決定権限等を政令市に降ろしていきましようという二つの大きな報告事項がございまして、それを踏まえまして平成25年11月に、政令市所在道府県と政令指定都市で財源に対する合意がございました。こちらに記載してあるとおり、個人住民税所得割2%の税源移譲をいたしましよう、そうした税源の課題がクリアされましたので、その後、平成25年12月の中央教育審議会、それから下にございます12月の閣議決定を経て、明けて26年5月にいわゆる地方分権第4次一括法、こちらのほうで法改正が行われまして、平成29年4月1日の施行ということで整った次第でございます。

黒ぼちの二つ目でございますけれども、税源2%、この移譲がございましてけれども、なお、若干の国からの財政措置が必要ということで、これまでも今年の夏も含めまして予算要望等の活動で国に要請しているところでございます。

三つ目の黒ぼちでございますけれども、具体的にどのようなものが移管されるかということでございますけれども、四角囲みの右側、任命権は現在も本市にございます。しかしながら、いわゆる県費教職員といわれていることから給与負担者が県になってございます。ここが今回、市のほうに移管されて人事権者と給与負担者が一致するということになります。加えて真ん中でございますけれども、学級編制基準あるいは定数の決定権というものがあわせて移譲がされてまいります。

移譲の効果といたしましては、下に記載してありますとおり、先ほど申しました人事権者と給与負担者のいわゆるねじれ状態が解消されるということで、円滑な人事施策が行いやすくなります。さらには、学級編制基準及び定数決定の権限が移譲されますので、財源との兼ね合いがございましてけれども、政令市みずからが加配の定数や内容を判断できることとなりますので、より一層学校の実情に即した教職員の配置が可能となるということで効果を想定してございます。

右側の主な私どもの取組については3点記載してございますけれども、後ろの資料とあわせて説明してまいりたいと思います。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

では、引き続きまして資料右上の囲みをごらんください。「的確な人事労務管理に向けた取組について」と、「人事給与システム等の改修」でございます。先ほども申しましたように、この第4次一括法成立後に県費教職員移管準備担当という組織ができて、この2年半にわたって取り組んできた内容を大きく三つに分けてここで御説明するものですが、まずはこのシステム改修について簡単に御説明をいたします。

今回の県費負担教職員の市費移管に伴いまして、「的確・適切な人事労務管理を行うとともに、効果的・効率的な事務執行体制を構築する必要があるということから、従来から本市で使っております市の人事給与システム、職員情報システム等による管理に移行する」ということでございます。

(1)の「移管の規模」をごらんください。今回、県費の教育職5,316名、それから学校事務職・学校栄養職、259名、あわせて5,575名の方が新たに市費職員ということで移管されてまいります。従来からの市の職員数に加えまして、トータルで1万8,774名分をこのシステムで管理するということとなります。

(2)の「導入イメージ」ですが、現在、県費教職員の人事管理は主に紙の勤務記録カード等を用いて管理しております。それから給与支払事務につきましては、情報を紙で県に送って県の

給与事務所から支給を行うということになっております。また、各種手当につきましても学校ごとに取りまとめを行って、その結果をやはり紙で給与事務所に送って県が手当を支給するという事務の流れになっております。

これをこの県費移管を機に、市長部局や従来から市費職員であった高校の教職員においても利用して、「人事給与システム」、「職員情報システム」、「旅費管理システム」、それから「健康管理システム」といったシステムを活用し、効率的・効果的な事務執行体制へと業務のフローもあわせて再構築いたします。このため、現在、このシステムに県費教職員を取り込むための各種改修作業というのが必要となっております、こちらに、平成27年、28年度の2カ年で1億9,565万円を投じることとしております。

また、各義務教育諸学校へ計画配置パソコンという、いわゆるイントラネットにつながったパソコンを増設いたします。こちらは同じく2カ年で約950台増設ということで大体教員の方7人に1台になるということでございます。

現在の取組状況は下の網掛け部分に書いてございますが、(3)でございます。平成29年4月からの適切な給与支給、それから円滑なシステム導入に向けまして、①でございますが、現在紙で管理している人事情報、それから県が保有して引き継ぐことになる給与関係のデータ、これを本市の人事給与システムに確実に移行する作業を行っているということ、それから、②システム導入に伴いまして、学校における新たな事務執行体制の構築に向けた業務フローの整理というのを現在行っております。また、③円滑な移行に向けた学校の教職員の方に、制度の説明会やシステム操作研修、それから事務マニュアルの作成など学校の方々への周知ということも現在、取り組んでいるところでございます。

続きまして、下段の「給与・勤務条件制度の整備について」という真ん中のボックス、こちらをごらんください。勤務条件についてでございますが、そもそも地方公務員の給与等につきましては、地方公務員法による職務給の原則、均衡の原則、情勢適応の原則等の給与決定の原則に則って条例で定めることとされておりまして、道府県、政令指定都市がそれぞれ勤務条件を条例で決定しているところです。さらに、教員の方につきましては、教育公務員特例法、それから教職給与特別法といった各種特例法もございまして、これらに基づいてそれぞれ条例で整備をしているところでございます。

今回、県費負担教職員の市費移管に当たりましては、神奈川県と本市で異なる給与勤務条件制度を整理いたしまして、地方公務員法や各種特例法に則って新たに本市の制度として整備する必要がございました。ということで、こちらの取組については別紙資料2をお開きください。資料2、「移譲後の勤務条件及び給与費の見込みについて」でございます。

初めに、1番の「制度整備の方針」でございます。こちらは今回の県費移管に伴う各種制度の整備の基本方針としてお示しをしているところでございます。勤務条件については先ほども申しましたが、地方公務員法に基づきまして、各地方公共団体において職務給の原則、均衡の原則等に基づいて条例で定めるものとされていることから、移管後の勤務条件は本市の制度に統合することを基本としつつ、本市の義務教育諸学校における教職員の職務や勤務の態様の特殊性などを踏まえまして、県費制度の導入や経過措置の設定など県費移管に伴って学校現場に混乱がないように調整を行うということを旨としておりました。

続きまして、2の「主な制度の変更点」でございます。主な制度につきましては、こちらに一覧表になっておりますが、左側に県の制度、右側が平成29年4月から適用されます本市の制度と

ということになります。この間、2年半にわたって庁内の関係部署や職員団体等と度重なる協議、調整を行ってまいりました。この内容は、先の6月に最大の職員組合である「川崎市教職員組合」との間で「大綱合意」した内容になってございます。時間の関係もございますので、ここではごらんいただくということとさせていただきますが、上の表の給料表という項が3項目にあると思いますが、こちらについて少々補足をさせていただきます。

教員の給料表は基本的に現在、県で使っております教育職給料表と同様の表を「義務教育諸学校教育職給料表」という名で本市に新設するというようにしております。

それから学校栄養職につきましては、本市の栄養士さんとか看護師さんが使っている「医療職給料表(2)」という表を使います。そして、学校事務職につきましては、本市の事務職が使っています「行政職給料表(1)」を使うこととしております。

そこで、資料の右側の上段吹き出しのような形になっているところですが、給与水準についての①をごらんください。神奈川県地域手当は、平成28年4月現在で11.5%ということですが、移管後、川崎市は地域手当16%となっております。したがって、県費時代の給料月額をそのまま地域手当だけ16%ということにしますと、4.5%分引き上げられることになってしまうということでございます。県費時代の給与と市移管後の給与水準、これは同等となることを基本とするということとしておりますので、本給と地域手当の配分変更等を行うことということになっておまして、配分変更だけではなくなんですが、これで給料表の水準を2.21%引き下げるという調整を行うこととしております。その際、その他の主な手当、住居手当ですか、扶養手当、管理職手当、期末勤務手当といった手当に、県と本市で「出っこみ・引っ込み」がございます。こちら先ほどの給料の本給と地域手当の配分変更だけではなく各種手当の「出っこみ・引っ込み」もあわせて全体として給与水準が年間、年収ベースで均衡するように調整を図っております。

次に②でございますが、個々の手当の受給状況によっては手当額が減少する、大きく減少する方もいるということで、先ほど出ました年間での給与水準の均衡とは別に住居手当、それから期末勤勉手当、退職手当については激変緩和のための経過措置というのを設けてございます。

それでは、次に、資料右側の3、「給与費と財源の見込み」をごらんください。県費教職員の市費移管に伴う平成29年度の給与費及び財源の見込みでございますが、下の表をごらんください。現在、見込んでおります給与費は総額約555億円となっております。財源といたしましては、国庫負担金が125億円、個人住民税所得割2%相当額が約400億円。その他が約30億円となっております。試算の条件ですが、平成28年6月時点での教職員数をベースに算出しているものでございます。なお、これまで教育委員会として議会等で説明していた数字というのは、平成24年度の神奈川県の決算をベースとしているということです。大きく膨れているのは、この間、平成24年と現在までの間の差ということで、一つ目としては、この4年間で本市の人口増がございまして、それに伴って児童生徒数が増え、教員数も増えているということでございます。

また、二つ目といたしまして、この間、給料表の増額改定や期末勤勉手当の増ということがございました。

それから三点目として、住居手当、期末勤勉手当等に経過措置、激変緩和措置を設けているということもございます。

これらが給与費の増の主な要因と考えてございます。

勤務条件及び給与費の見込みにつきましては以上でございます。

【石渡県費教職員移管準備担当担当課長】

資料のほうを1枚おめくりいただけますでしょうか。資料3、「教職員定数等の決定権限の移譲について」御説明をさせていただきます。左側1でございます。義務教育標準法の改正と、冒頭、私、申し上げたとおり、法改正により学級編制基準と定数算定の決定権限が移譲されるということで参考までに四角囲みの中に、改正後の条文を記載してございます。現在は、国の義務標準法を標準として、神奈川県が県域の学校及び児童生徒の実情を考慮して基準を定めてございます。今般、権限が移譲されますので、政令市の本市としてもこの基準等を設定する必要があります。加えまして、第19条にございますとおり、報告・指導・助言につきましては、これからは県を経由せず直接国から指導又は助言を受けるということになりますので一定の基準が必要ではないかと考えております。

2の「国の基準と神奈川県基準について」御説明をさせていただきます。学級編制基準につきましては、国の基準と神奈川県の基準は同様のものを使ってございます。定数決定の部分につきまして若干差異がございますのでこちらの表を使って簡単に御説明をさせていただきます。

まず、表の上でございますけれども、国の基準、義務教育標準法という法律に基づいて一定の整備をする、標準をつくっていくということになります。右側の網掛けでございますけれども、「基礎定数」というのがございます。これは、学級数あるいは児童生徒数、学校の規模に応じて配分される定数となっております。右側でございますけれども、「加配定数」でございます。これは、特定の政策目的のために国のほうが加配の措置を行っていく、申請して配当を受けて措置されるというこの二つの要素によって国の基準がつくられてございます。それを先ほど申し上げたとおり、県域の学校及び児童生徒数の実情を考慮して県のほうが標準をベースにアレンジして基準をつくるということになってございまして、県基準のほうをごらんいただきたいんですが、県基準の規定の定数、それから「規定外分定数」とございますけれども、国のほうは先ほど申し上げた、「基礎定数」が規定分、「加配定数」が規定外分定数というふうに結びつけていただくとわかりやすいかと存じます。この中で、実は、「基礎定数」の一部を定義づけ変更して、いわゆる目的を持った定数の方に県は置き換えてございます。そうしたものと国から来る「加配定数」、さらには神奈川県が独自に対応するという「県費単独定数」、それをあわせて「規定外分定数」という目的を持った定数として設置しております。「規定分定数」の方は学校等の規模に応じたもので同じような定義づけでございます。こうした部分につきましては、一定程度検証を行っておりますので、大体このメカニズムは確定しております。

それでは、3番の「本市の基準の作成に向けた考え方について」御説明をさせていただきます。先ほど申し上げたとおり、移管後、適切かつ確実に業務を行っていくためには一定の基準が必要となりますので、基準の設定に向けては、「ステップ1」、「ステップ2」という二つのプロセスを踏んで整理をしてまいりたいと考えております。

「ステップ1」でございますけれども、権限移譲時につきましては、県の基準を踏襲しつつ本市の考え方を取り入れて整備していきたいと考えております。理由といたしましては、丸囲みの1、2に記載するとおり、今般の移譲に当たりまして、文科省から「政令市が現に道府県が定めている配当基準と異なる基準を設定することも想定できるけれども、制度前後で大きな混乱が生じないように留意してください」という見解が示されてございます。本市の小学校、中学校及び特別支援学校につきましても、先ほど申し上げました神奈川県の基準により教員配置を行い、学

校運営を行っておりますので大幅な変更というのは学校現場に混乱が生じる危険性がございますので、そうした留意事項を踏まえつつ、ただし、川崎市の教育プランがございまして、そうした考えも一部取り入れながらまずはスタートラインを整えていきたいと考えております。

さらには二つ目でございますけれども、当該業務は政令指定都市それぞれが初めて行う業務になります。今も一定の作業を行っておりますが、本番をやりながらある一定の検証の材料が必要でございますので、神奈川県の大体似たような数字を使いつつ検証しながらミスがあった場合にはすぐリカバリーができるように対応し、早期に業務基盤を整えていきたいということでスタートラインとしては県の基準を踏襲しつつ、一定程度本市の考え方を入れたものとしてつくり上げていきたいと考えております。

「ステップ2」でございますけれども、こうした基準をつくり終えた後につきましては、記載のとおり社会経済の動向あるいは学校における多様なニーズの把握に努めながら、教育プランの取組の推進あるいは学校現場での課題解決に資するような時宜にかなった効果的な教職員配置を検討しながら、基準の改正に適宜対応していけるよう、全体のフレームを考えてございます。いずれにいたしましても、権限移譲を契機として、より一層学校の実情に即した教員配置を目指し、引き続き整理等をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、資料1ページおめくりいただきまして、今年度の主なスケジュールを記載してございます。1番から6番までが取組項目になってございますけれども、おおむね順調に作業は進んでおります。ただし、3番、4番、5番につきましては、実線が点線になって枠組みがございまして、ここは国の動きの予定変更ございまして若干作業が遅れております。しかしながら、タイムリミットが決まっておりますので、スピード感を持って対応しているところでございます。

さらには、この白抜きの29年度、30年度でございまして、準備が終わって終了ではございませんので、29年度からの業務基盤を確実に構築していくために引き続き対応してまいりたいと考えております。

説明としては以上でございます。ありがとうございました。

【渡邊教育長】

それでは、今、報告事項 No.7ということで、県費教職員の市費移管について概要を資料1から資料4まで説明いただきました。初めてお聞きになられる点も多分にあるかと思っておりますので、ちょっと御質問等いただければと思います。いかがでしょうか。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか、資料2。全体として見ると、給与水準をちょっと下げるけれども手当のほうでそれをカバーして給料としての総額は変えないという方針ですね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

全体の平均値で均衡するところで調整するというので、個々人の方を見ると確かに下がる方も若干います。

【吉崎教育長職務代理者】

いますよね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

ただ、全体の平均で見ると給与費総額としては均衡するようになっていまして、多少、出っ張る方もいるし、多少下がる方もいます。

【吉崎教育長職務代理者】

どういう人が出っ張って、どういう人が下がりますか。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

一番下がる可能性が考えられるのは住居手当ですね。

【吉崎教育長職務代理者】

低いですね、ここは。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

住居手当の差が結構大きいので、ここは2万8,500円から一気に1万6,500円に下げたのではなく、1年間だけ2万2,500円という階段を設けているんですが、それは、先ほど言った年間均衡とは別のところで上乗せで措置して経過措置を設けました。

【吉崎教育長職務代理者】

若い人たちですね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

それから扶養手当で特定扶養という、学齢期のお子さんを持っている方への手当なんかも若干下がったりするので、借家に住んでいて扶養家族が多かったりすると確かに切替えによる減少分が多くなる可能性は考えられます。ただ、この扶養手当については、配偶者は本市の方が高かったりしますので、こちらの方には経過措置、激変緩和措置を設けるほどではないという判断で、設けておりません。

【吉崎教育長職務代理者】

私も以前、国立大学に10年ほど勤めていたんですが、そのときも大阪大学だと大都市調整手当というのがありまして、ここでいうと地域手当ですね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

地域手当です。

【吉崎教育長職務代理者】

大都市の場合とあれによってちょっと違うんですね、地方の場合とね。多分、川崎は大都市調整手当なので16%だと思うんですが、神奈川県全体だといろんなところがあるので多分12%ぐらいなんだよね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

11.5%です。

【吉崎教育長職務代理者】

これは動かせないわけでしょ。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

神奈川県というのは広域自治体で本来、地域手当というのは市町村ごとに国が定めているところですし、本市はおっしゃるとおり大都市の方で上から2番目のランクなんです。県は異動が難しくなってしまうので全体一律で11.5%にしているということです。

【吉崎教育長職務代理者】

だから、ここが高いものだから給与のところちょっと調整しないと。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

多少削らないと均衡なくなってしまう、膨らみ過ぎてしまうと。

【吉崎教育長職務代理者】

膨らみ過ぎちゃうわけね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

膨らんじゃまずいの？

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

せっかくね、川崎に移れるんだから、大都市でやれて頑張ろうというんだったら給与水準は下げなくてもいいんじゃないかと私は思うんだけど、給与水準のところをやると何か微妙な動きになるような私は気がするんだけど、それはプロだからわかっているんでしょうが。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

全体での給与水準という意味では下がらないように調整をしてくれています。

【吉崎教育長職務代理者】

号俸が下がるということ。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

号俸の数、何級、何号給というのは当然変わらないんですが、その額が若干下がります。

【吉崎教育長職務代理者】

額が違うんだ。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

少し目減りしているということですね。

【吉崎教育長職務代理者】

微妙なことやるんだね。私も国立、私立と移ったんでいろいろそういうこと少し知っているけども、これ微妙な動きになりますよね。何が言いたいかということ、給与水準の下がると退職金に影響出ないんですか。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

出ますね。

【吉崎教育長職務代理者】

だからそれどうなってます？

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

それはですね、現給保障という形で汲んでまして、この表で見ますと下から5行目の退職手当の額の備考欄に現給保障ありと書いてあると思います。

【吉崎教育長職務代理者】

ああ、書いてあるね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

これは、確かにおっしゃるとおりでございまして、本給が下がると退職手当も下がります。それについては、29年3月末日をもって、例えば県費時代に退職をした額という額をずっと持っていて、それと比較して、例えば翌年度に退職した場合に影響を受けて下がる可能性がある方いらっしゃいますが、それは県費時代の1年前ではございますが、そちらの額、高い方を支給するという現給保障という措置をとっております。

【吉崎教育長職務代理者】

なるほど、それならね、それはもとのものでやるわけね。でも、次の人たちはそうじゃないでしょ。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

ですけど、29年3月末での額というのは常に比較対象として見ていく訳です。ですから2年後に退職する方もとりあえずその2年前に。ですから県時代にもらえたはずの退職手当額は保障します。ですから2年ぐらいたつと定期昇給がございまして、本給が上がってきますので、それでこの額を追い越す可能性が二、三年で追い越してくるわけですね。ですから、この額は固定値としてずっと保障していきますという制度です。

【吉崎教育長職務代理者】

つまり言いたいことは、県費職員でいても退職金でもらえるものは調整で保障すると。若い人はそうならないでしょう、額が下がっているんだから、給料表が。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

給料表の水準2.21%下がってますけど、確におっしゃるとおりですね。ただ、この何年かの定期昇給を繰り返しますとだんだん緩和されてくるというか。

【吉崎教育長職務代理者】

本当、大丈夫ですか。つまり川崎に移ったら何か損しちゃうよねと意欲を落とすようなことにならないことが僕は大事だと思っているんですよ。結果、自分たちが望んだことでも何でもないのに、県費職員が政令都市の職員になったら何か下がっちゃうよねということだけは組合で相当調整したんでしょうけども大丈夫でしょうかね、そこは。何か意欲が落ちることだけは僕は心配しているんだけど、大丈夫ですか。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

この給与制度は切替え時の定石を採っているんですね。ただ、それを若干プラスに、完全均衡というのではなく、多少プラスに転ずるような調整方法をとって、実は減額率2.21%というのは本当に給与と地域手当の配分変更だけするともっと3%近く減ってしまうところを2.21%まで回復させて多少のプラスが生じるぐらいのところで均衡を図っているんです。

【吉崎教育長職務代理者】

ああ、そうですか。じゃあ、安心しました。管理職もちょっと上げているのかな、管理職手当は。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

管理職手当は、そうですね、この県よりも本市の制度のほうが高かったり、それから、ここ、ちょっと説明しませんでしたけど、特別支援学校の方については、従前、給料の調整額という別のもので措置していたものが管理職手当の措置をするように変えたりとか、その辺の制度変更はございますけれども、この辺は管理職の方はおおむねプラスに転じますね。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですか。昔ね、管理職というのは15%ついてたんですよ。だからすごく下げられてだんだん管理職やる気がなくなって忙しいのにね。どこも不満がたらたらなの、東京でもどこでもね。

だから少しでも持ち直していただけるとお金ちょっとでもね、やっぱりいいかなと、これ前田先生なんか詳しいでしょうから、また、確認してください。少し安心しました。ありがとうございました。

【渡邊教育長】

吉崎委員が心配されたような市費に移ったら減額されたということで、教員がそのことで意欲が減ってしまうなんていうことがあってはいけませんので、そこは担当者、大変しっかりと制度設計してくれてますので、それで、組合大綱合意も得られているところありますので、多少の「出っこみ・引っ込み」あるにしても、全体的には給与面については御理解いただいているところというふうに考えております。

【濱谷委員】

神奈川県は政令指定都市3カ所もあるじゃないですか。そういうところの何か連絡というか、他はすごいよかったけど川崎はとか、そういうことは特にはないですか。他県だと大体、政令指定都市1カ所とかなのでそこだけの話だけ。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

県と3政令市で連絡協議会のようなものを定期的に持っている。まあ、県主催でやっていたり、それからワーキンググループを設けて実務担当者の打ち合わせも4県市でやっているところなんですけど、先ほどの切替えの方法なんかを一例にしますと、横浜も同様の手法をとっています。また、相模原はたまたま地域手当の水準がとんとんなんで、相模原の場合にはこういうことはあまりしなくても済んじゃったという。

【濱谷委員】

県と同じくらいの。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

そういうことですね。

【濱谷委員】

わかりました。

【前田委員】

先ほどパソコンがそのシステムの中で7人に1台というようなお話で何か少ないなという感じで、20何人の職員の学校だと学年1台ぐらいで配置で。そこでお聞きしたいのは、学校事務職員や教職員がこの人事給与、職員情報、旅費管理、健康管理、4つのこのシステムが入った場合、1台のパソコンで一体事務職員はどんな仕事をこのシステムでやることになり、教員は一体何を。想像できるのはいわゆる出勤の管理とかですね、旅費、紙ベースがそういうものになるんですけど、その辺をちょっと伺いたいんですね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

まず、教員の方に関しては、まず、出勤はICカードをピットかざす、カードリーダーにかざすことで出勤簿が押されるようなシステムになります。これは部屋に1台あれば十分のようなものですね。あと、年次休暇を取るような場合には、従前は紙に書いて教頭さん、校長さんの決裁を紙にはんこを押してました。それが先ほど申しました7人に1台設置されるパソコンで申請を行うということになります。

それから出張ですね。出張するときのいわゆる旅費の申請もやはり先ほどの7人に1台のパソコンで入力して電子決裁で教頭、校長さんの決裁をもらうことになります。あと、事務職員につきましては、従来は、何度も言ってますけど、紙だった時代はいろんな、例えば手当の申請だとか、先ほどの旅費についてもみんな紙で決裁を取ってそれを事務職員が取りまとめて、給与事務所に物理的に集約して計算をして、それを物理的に給与事務所に持ち込んだりしてたんですが、そういう手間が一切無くなり、事務職については、締め処理という、システム上の集計をするボタンをピット押して締め処理というのがあります。それをやることで電子的に市の本庁のほうに情報が飛んできて、市から各人の、例えば旅費であったら、従前は給与事務所経由で各学校の口座に振り込まれて、それを下ろしてきて、また、金種ごとに振り分けて封筒詰めして先生に配っていたらしゃった事務職員の仕事が、今回は各個々人の銀行口座に振り込まれますので、そういう面では大幅な事務改善になるかと思えます。

ですから、事務職員にとっても、決して悪い話ではないですし、先生方は7人に1台というのが多いか、少ないかという、現状は、市費の高等学校で配置されている基準がその水準なんですね。それで、もう10年近く回ってきていますので。年次休暇とか、それから出張、一番頻繁に使うのは、多分、それなんですよ。ですから、実はそんなに毎日毎日、そこに向かわなきゃいけないということでもない、一般の先生にとってみればですね。

また、これはちょっと申し上げにくいことなんですけど、校務支援システムとか、さまざまなパソコンが既に学校にはあって、先生、一人1台は持っていたりします。それとの統合を検討はしたんですけども、セキュリティの問題、例えば、児童・生徒さんの情報が入っているシステムにこういったイントラネットにつながった本市の職員システムを入れるのはいかがなものかというような、セキュリティ面の調整がつかずに、今回、断念した経緯がございますが、将来的には、統合ということも見据えて、将来的な課題として捉えていますので、今回、全員に配ってしまうと、それもまた過剰投資になるかもしれないので、ここは合理的な数字として、7人に1台という数字をはじいたところなんです。

【前田委員】

ありがとうございます。

【吉崎教育長職務代理者】

蛇足なんですけど、給料以外の手当も全部、一括で銀行口座に入りますよね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

例えば、これは蛇足ですけれども、二つ選んでいいということとはできないんですか。例えば、給料はこれだけ、給料以外は別な口座という。私はそうなんですけれども。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

本市もA口座、B口座、二つの口座登録ができます。

【吉崎教育長職務代理者】

そのほうがいいと思いますよ。先生方も給料と一緒にになってしまうと、自分が使った旅費とかも家族のほうと一緒にしちゃうと難しい。そういうことはできますか。

【石渡県費教職員移管準備担当担当課長】

給与口座は、今、申し上げたように、二つ指定できます。それとは別に、旅費の口座も指定できます。

【吉崎教育長職務代理者】

別の口座を。別の銀行で。

【石渡県費教職員移管準備担当担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

そうだね。私もそうなんだけれども。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

給与振込も二つA、Bとできるので、非常に便利だと思う。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですか。やはり一緒になっちゃうと、非常に難しいところがありますよね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

おっしゃるとおり。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですか。それは安心しましたよ。そういう先生がいらっしゃると思うので。

【渡邊教育長】

学校の事務処理が随分、特に教頭先生なども随分助かるようになるんですね。

【石渡県費教職員移管準備担当担当課長】

出勤状況も押印の数を数えないで、毎日カードを「ピッ」とかざせばカウントされますので、効率化されます。

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項 No. 7については、ひとまず審議はここまでにして、これに関連する形で、議案第51号から議案第55号まで、市費移管に伴っての条例の制定ということになりますので、今、お話しいただいたようなことを踏まえて、これからの説明をお聞きいただければと思います。

では、議案第51号から議案第55号までの説明について、お願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第51号 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、「議案第52号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第53号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第54号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第55号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、御説明いたします。これらの五つの議案につきましては、全て報告事項 No. 7にありました県費負担教職員の市費移管に伴う条例改正でございますので、一括して御説明申し上げます。

議案第51号から第55号資料、A4二枚の資料がお手元に配られておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

議案第51号から第55号資料、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例等の制定についてをごらんください。

1の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、市町村立学校職員給与負担法、義務教育費国庫負担法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、指定都市の設置する義務教育諸学校に係る教職員の給与負担に関する権限が道府県から指定都市に移譲することとされたことに伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

2の制定する条例でございますが、今回は全部で8条例を改正いたします。このうち、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う所要の整備で改正する4条例につきましては、(1)県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例として、一つの議案といたします。所要の整備以外の改正理由もあります条例につきましては、整備条例とせず、それぞれ単独で議案といたします。

3の施行期日につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令に基づいて、平成29年4月1日といたします。

4の改正概要でございますが、初めに、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例でございます。この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項、第7条及び附則第2条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し、必要な事項を定めております。今回の

改正は、移管前に県条例の規定により派遣された職員について、川崎市職員退職手当支給条例の適用に当たり、本市の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例による派遣職員とみなす経過措置を設けるものでございます。

次に、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例でございます。この条例は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間また休日・休暇等に関し、必要な事項を定めております。今回の改正は、移管前に割り振られた週休日及び休日並びに指定した代休時間等を移管日以降に、本市の規定によるものとみなすための経過措置を設けるものでございます。

次に、川崎市旅費支給条例でございます。この条例は、地方自治法第204条に定める本市職員等の旅費の支給に関し、必要な事項を定めております。今回の改正は、移管される教職員に川崎市旅費支給条例を適用するための規定を整備することでございます。

次に、川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例でございます。この条例は、地方公務員法第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項の規定に基づき、川崎市立高等学校の教育職員の給与その他の勤務条件について、特例を定めております。今回の改正は、川崎市立高等学校の教育職員に適用している教職調整額及び時間外勤務の取り扱いについて、市立小学校、中学校及び特別支援学校の教育職員にも適用させるための規定を整備することと、それに伴い、条例の名称を川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例に変更することとでございます。

次に、川崎市職員の給与に関する条例でございます。この条例は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めております。今回の改正は、主に5点ございまして、1点目として、移管される教育職員について、義務教育諸学校教育職給料表を新設するとともに、学校栄養職及び学校事務職について、本市の給料表を適用するための規定を整備いたします。2点目としては、表級号の切替えのための規定を整備いたします。3点目は、教員特別手当を移管される義務教育諸学校の教育職員にも支給すること及び住居手当についての経過措置のための規定を整備いたします。4点目は、移管後も、これまでと同様の給与控除を可能とするための規定を整備いたします。5点目は、移管される教職員の標準職務についての規定を整備いたします。

次に、川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例でございます。この条例は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について、必要な事項を定めております。今回の改正は、教員特殊業務手当を義務教育諸学校の教育職員にも支給するための規定を整備し、あわせて特別支援学校等に勤務する教育職員について、生徒等の指導の業務に従事した場合に、手当を支給するための規定を整備するものでございます。

次に、川崎市職員の育児休業等に関する条例でございます。この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、育児休業を実施するため、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めておりまして、今回の改正は、移管前に県条例の規定によりなされた育児休業等の手続について、本市育児休業条例によるものとみなす経過措置を設ける改正でございます。

次に、川崎市職員退職手当支給条例でございます。この条例は、常時勤務の職員が退職した時の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めております。今回の改正は、移管される教職員について、本市の川崎市職員退職手当支給条例に基づき、手当が支給されるよう規定を整備すること

と、移管時に給料月額が減額に伴い、退職手当が減額されるものに対し、移管日前日の県費負担教職員として退職した場合の退職手当を保障するための規定を整備することでございます。

以上、議案第51号から第55号まで資料で御説明いたしました。これらの条例案につきましては、11月から開催されます平成28年第4回市議会定例会に議案として提案する予定でございます。

それでは、御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第51号から55号までの内容について、ただいまの資料をもとに説明をいただきました。先に説明いただきました報告事項 No.7を受けての条例改正、12月議会に諮るためのものがございますけれども、いかがでしょうか。

これについては、これから諮るものでもございますし、形を整えるものでもございます。これではよろしいでしょうか。

それでは、ただいま審議いただきました内容について、改めて諮ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず初めの報告事項 No.7についてでございますけれども、こちらは承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

では、報告事項 No.7は承認といたします。

続きまして、議案それぞれ採決してまいりたいと思っておりますが、まず、議案第51号についてですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

では、議案第51号は、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第52号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第52号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第53号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第53号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第54号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第54号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第55号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第55号は、原案のとおり可決いたします。

以上、多くの資料がございましたけれども、みな可決ということでございます。

報告事項 No. 8 川崎市高等学校奨学金支給条例の改正に伴うパブリックコメントの実施結果について

議案第56号 川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について

【渡邊教育長】

それでは、報告事項7と、それから議案第51号から55号までをまとめて行いましたけれども、その間に挟まれておりました「報告事項の No.8 川崎市高等学校奨学金支給条例の改正に伴うパブリックコメントの実施結果について」、これと報告事項のⅡにございます「議案第56号 川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について」、こちらにつきましては、いずれも川崎市高等学校奨学金支給条例の改正に関する議題となりますので、この2件について一括して審査してまいりたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

では、説明につきまして、学事課長並びに庶務課担当課長にお願いいたします。

【寺戸学事課長】

それでは、「報告事項 No.8 川崎市高等学校奨学金支給条例の改正に伴うパブリックコメントの実施結果について」、お手元の資料に沿って御報告いたします。

こちらにつきましては、平成28年8月23日の定例会において、報告事項 No.4 で実施の報告をさせていただいたパブリックコメントの結果でございます。

1 ページ、1 の概要でございます。川崎市高等学校奨学金では、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部を対象としておりますが、今回の条例改正により、高等学校と同様の教育課程を行っている高等専門学校、高等学校に相当する3年生まで及び専修学校高等課程を対象に追加すること、また、入学後の5月に支給している入学支度金の支給時期を3月に変更することを検討しており、このことに対する市民の皆様から御意見を募集したところでございます。

2 の意見募集の概要でございますが、募集期間は平成28年9月8日から10月8日まで実施し、電子メール、郵送、FAXまたは持参により、意見の募集を行いました。募集の結果としまして、3の結果の概要に記載のとおり、電子メール及びFAXにより、市民の皆様から貴重な御意見を5通、意見数としては11件をいただいたところでございます。

2 ページをお開きください。4の御意見の内容と対応でございますが、(1)に記載してございますとおり、御意見に対する本市の考え方として、AからEの五つの区分がございます。今回いただいた11の御意見を分類整理したところ、区分Bの考え方、案の趣旨に沿った御意見であり、既に考え方、案に反映されているものが6件、区分C、御意見の趣旨を踏まえ、今後検討するものが4件、区分D、考え方、案に対する御意見・御要望であり、内容を説明・確認するものが1件でございます。いただいた御意見の要旨と本市の考え方につきましては、5の具体的な意見の内容と市の考え方、以下に記載しております。

(1) 対象となる学校を追加することの No.1 の対象校を拡大し、多くの学生に門戸を開いてくださいと、No.2 の対象校の拡充はありがたいことですが、いずれも対象校を追加することに賛同する御意見でございましたので、高等専門学校と専修学校を追加して、対象校を拡充するという本市の考え方と合致しておりますので、区分Bといたします。

3 ページをお開きください。(2) の入学支度金の支給時期の変更についての No.1 の入学支度金の支給時期は入学前に変更することは、とてもよいことだと思う。No.2 の入学時に親に負担をかけたくないという子の心の負担が軽くなることもあり、実現してほしい。No.3 の支給時期を入学前にするのはよいことだと。それぞれ御意見がございました。入学前の準備に活用していただけるよう、3月中に支給できるよう変更するという本市の考え方と合致しておりますので、区分Bといたします。

(3) その他で、No.1、奨学金予算をふやしてくださいとの御意見がございました。本市では、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため、修学が困難な生徒に有意義な制度であると十分認識しているので、必要な予算の確保に努める考えでございますので、区分Cといたします。次に、No.2 の給付式の継続を求める御意見がございました。本奨学金の給付型が生徒にとって有意義な制度であると認識しており、今後も継続してまいりますので、区分Bといたしました。

4 ページをお開きください。No.3 で、制度が改正されることをもっと広く告知してほしいとの御意見がございました。制度の周知につきましては、川崎市ホームページ等に掲載することや各区役所等に募集要項を配付すること及び市内外の中学校や高等学校、このたび対象校として追加する高等専門学校、専修学校高等課程等に制度改正の内容を含めた募集要項を送付するなどして、

周知に努めてまいりますので、区分Cといたします。

次に、No. 4で、今回の改正について、次の要件を満たしている場合に賛成するとの御意見がございました。まず、4-1で範囲を拡大するのであれば、そのための拠出金額が増額になっていなければならない。そうしないと、今までより受給が困難になり、本当に困窮している人が救われないとの御意見がございました。本奨学金は、申請基準を満たした申請者に予算の範囲内で支給する制度です。したがって、申請状況により、予算を上回ったときには採用基準を設けることから、全員に支給できない場合があります。しかしながら、本奨学金が生徒にとって有意義な制度であると十分認識しており、申請基準と採用基準が乖離することが少なくなるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、区分Cといたしました。

次に、5ページの4-2で、成績評価の3.5以上という基準はあくまで原則であって、選定基準は収入による規定を重視してほしいとの御意見がございました。本奨学金は、申請状況により、予算を上回ったときには採用基準を設定し、成績上位の方から採用しております。しかしながら、生徒にとって有意義な制度であると十分認識しており、申請基準と採用基準が乖離することが少なくなるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、区分Dといたします。

次に、4-3で、奨学金の受給が決して恥ずかしいことではないので、制度の周知徹底をすることと、希望が広がるような施策を今後ともお願いしたいとの御意見がございました。制度改正の周知につきましては、先ほどの4ページ、No. 3で制度の改正を広く告知してほしいとの御意見について、本市の考え方を説明させていただいたとおり、周知に努めてまいります。あわせて、引き続き、高校生への適切な修学支援を行うため、高等学校奨学金制度の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、区分Cといたします。

以上、いただいた御意見は、高等専門学校、高等学校に相当する3年生まで及び専修学校高等課程を対象に追加することと入学支度金の支給時期を3月に可能とする見直しについて、おおむね本市が検討している考え方、案の趣旨に沿った御意見や今後の事業推進に向けて参考とする御意見であったことから、当初の考え方のおり、川崎市高等学校奨学金支給条例改正の手続きを進めてまいります。

なお、このパブリックコメントの実施結果につきましては、この次の審議案件でございます議案第56号、川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議案として、平成28年第4回市議会へ上程すると同時に、公表することとなっているため、非公開案件としたところでございます。

川崎市高等学校奨学金支給条例の改正に伴うパブリックコメントの実施結果についての御報告は、以上でございます。

【渡邊教育長】

では、引き続き、議案第56号の説明をお願いします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第56号 川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、御説明いたします。

本議案につきましては、「報告事項 No. 8 川崎市高等学校奨学金支給条例の改正に伴うパブリ

ックコメントの実施結果について」により説明させていただいておりますが、川崎市高等学校奨学金の支給対象に高等専門学校第1学年から第3学年まで及び専修学校の高等課程に在学する者を加えること等が主な改正の内容でございます。

議案書の3ページをごらんください。制定要旨でございますが、奨学金の支給対象に高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学する者を加えること等のため、この条例を制定するものでございます。

続いて、4ページをごらんください。川崎市高等学校奨学金支給条例の改正内容について、新旧対照表で御説明いたします。この条例は、高等学校に在学する生徒で、能力があるにもかかわらず、経済的理由で修学が困難な者に対し奨学金を支給することを目的として、定めております。表の左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

初めに、第1条は、この条例の目的について規定しておりますが、このたび、川崎市高等学校奨学金の支給対象に高等専門学校の第1学年から第3学年まで及び専修学校の高等課程に入学を許可された者、または在学する者を加えることなどの改正を行っております。

次に、第6条は、奨学金の額について定めておりますが、このたび、第1項第1号は、国立又は公立の高等学校に入学を認められた者に支給する入学支度金の額を、第2号は国立又は公立の高等学校に在学する者に支給する奨学金の額を定めております。第3号は、私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する高等学校又は国若しくは地方公共団体以外のものが設置する専修学校を私立の高等学校と定義いたしますが、5ページに参りまして、同号では私立の高等学校に入学を認められた者に支給する入学支度金の額を、第4号では私立の高等学校に在学する者に支給する奨学金の額をそれぞれ定めております。

第7条は、奨学金の支給停止について、次の各号の一に該当する場合は奨学金の支給を停止することを定めており、現行の条文の第1号から第5号までを一つずつ繰り下げ、入学支度金の支給時期を3月に変更することから、第1号として、入学を取りやめたときを加えております。

次に、第8条は、届出の義務について、次の各号の一に該当する場合は直ちに委員会に届け出ることを定めており、現行の条文の第1号及び第2号を一つずつ繰り下げ、こちらにつきましても、第1号として、「入学を取りやめたとき」を加えております。

次に、第9条でございますが、奨学金の返還について定めております。奨学金は返還を要しませんが、小学生が次の各号の一に該当する場合はこの限りでないとして、現行の条文の第1号及び第2号を一つずつ繰り下げ、第1号として、「入学を取りやめたとき」を加えております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。附則でございますが、入学支度金の支給時期の変更に合わせて、この条例の施行期日を平成29年3月1日と定めております。また、こちらの条例案につきましては、11月から開催される第4回市議会定例会に議案提出する予定でございます。

以上、御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

川崎市高等学校奨学金支給条例に係る報告と議案について、説明をいただきました。御質問、御意見等ございましたらば、お願いいたします。

【小原委員】

第1条ですけれども、新旧対照表で、第1条の一番最後の段落ですけど、「困難なもの」が変わっているんですけど、これはどんな理由で。

【渡邊教育長】

漢字表記が平仮名に変わったという、そこですね。

【小原委員】

はい。

【山田庶務課担当課長】

これは、改正後の条文の3行目、「入学を許可された者または在学する者」という表記がありまして、これらを受けて、ここの「困難なもの」については、平仮名の「もの」にするという、法制執務上のお約束がございますので、このようにしております。

【小原委員】

そういうことですね。

【渡邊教育長】

表記の約束だという、そういうことなんですね。

【大塚学事課課長補佐】

こういう改正のときに合わせてやるような形で。これだけで単独でということはありません。重要なものではないものです。

【小原委員】

漢字の「者」じゃなくなったので、人という概念じゃなくなったのかというふうに思ってしまったんですね。これがそろっているから余計にそう思うだけの話なんですけど。わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

内容については、御理解いただけていると思いますが、パブリックコメントの報告もございましたけれども、おおむね評価をいただくような御意見が多かったというふうに思っております。

それでは、特にならぬようございましたらば、採決してまいりたいと思いますが、まず、報告事項 No. 8 についてでございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 No. 8 は承認いたします。

続きまして、議案第56号についてですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第56号は、原案のとおり可決いたします。

議案第57号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の指定について

【渡邊教育長】

それでは、次に移ります。「議案第57号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の指定について」でございます。説明を生涯学習推進課長並びに宮前区役所生涯学習支援課長にお願いいたします。

【池之上生涯学習推進課長】

それでは、「議案第57号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の指定につきまして」、御説明申し上げます。

本議案は、指定管理者制度により管理運営を行っております川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の指定について、お諮りするものでございます。なお、本施設における指定管理者制度の継続につきましては、7月26日の教育委員会定例会におきまして、御承認をいただいたところでございます。

恐れ入りますが、議案第57号参考資料の1ページをごらんください。本施設における指定管理者に関する業務は、宮前区長への補助執行としており、このたび、学識経験者等で構成される「川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会」におきまして、指定管理予定者が選定された旨、通知がございましたので、こちらはその写しでございます。

それでは、議案書の1ページをごらんください。表の左から、このたび、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、指定管理者の住所、名称及び代表者名、指定期間を記載しており、現指定管理者である「アクティオ株式会社」に引き続き管理を行わせるものでございます。

2ページ以降につきましては、アクティオ株式会社の概要をまとめてございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。と存じます。

なお、このたびの議案につきましては、市議会の議決が必要となりますことから、本日、御承認をいただきましたのち、平成28年第4回市議会定例会におきまして、御審議をいただく予定でございます。

それでは、議案第57号参考資料の2ページ以降につきましては、補助執行先である宮前区役所生涯学習支援課長より御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

それでは、お手元の参考資料に沿って、御説明申し上げます。参考資料の2ページをお開きい

ただきたいと思います。

初めに、1、管理を行わせる施設の概要についてでございます。名称は川崎市有馬・野川生涯学習支援施設、所在地は川崎市宮前区東有馬四丁目6番1号、設置条例は川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例でございます。設置目的につきましては、地域における市民の主体的な学習活動の支援を行うことにより、生涯学習の振興を図り、もって個性豊かに活力に満ちた地域社会の構築に寄与することを目的とするものでございます。施設の事業内容につきましては、市民の主体的な学習活動を支援するために、施設及び設備の利用に供すること及び図書・資料等を備え、そして利用に供すること並びにその他設置目的を達成するために必要な事業に関することでございます。現在の指定管理者はアクティオ株式会社でございます。現在の指定管理費は、年間で4,612万9,140円でございます。

次に、2、指定管理者となる団体の概要についてでございます。称号または名称につきましてはアクティオ株式会社でございます。川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会によります選定の結果、現在の指定管理者に引き続き指定管理業務を行わせるものとなったものでございます。所在地は東京都目黒区下目黒一丁目1番11号目黒東洋ビル4階、代表者名は代表取締役社長、鈴木悟、設立年月日は昭和62年2月27日、資本金または基本財産につきましては、9,900万円でございます。従業員数は、社員93名、契約社員943名、アルバイト1,112名、沿革につきましては会社設立から以後、各都市等に営業所を開設等、記載のとおりでございます。

次に、3ページをごらんください。業務内容についてでございますが、指定管理者制度に基づく公の施設の管理委託及び美術館・博物館等文化施設の案内・受付・誘導等、運営に関する請負業務並びに社会福祉施設の経営及び経営の受託、ほかに資料に記載のとおりでございます。下段の業務実績をごらんいただきたいと思います。行政関係の内容を記載したものでございまして、指定管理事業、施設運営事業及びイベント事業など、多岐にわたり行っております。

次に、4ページをごらんください。こちらは、生涯学習・市民活動支援施設または市民活動支援事業等の業務実績について、記載したものでございますが、このうち、指定管理事業につきましては、本年8月現在で、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設を含めまして、36施設でございます。このほかに、施設運営事業及び市民活動支援事業に関します業務実績は、記載のとおりでございます。これら事業のノウハウと実績が豊富な法人でございます。

また、財政状況につきましては、過去3カ年の内容を記載したものでございまして、平成26、27年度ともに前年度比で増益となっております。

次に、3、指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、4、選定結果についてでございますが、こちらにつきましては、後ほど別紙で御説明をさせていただきたいと存じますので、先に、5、事業計画につきましては、御説明をさせていただきます。

初めに、利用料金、開館時間、休館日設定の考え方についてでございますが、利用料金につきましては、条例改正に基づく料金設定の範囲内とするものでございます。なお、利用者の事前申請があった場合には、開館時間の繰り上げ及び閉館時間の繰り下げによる利用時間の延長を実施するものとし、また、地域図書室につきましては、受付業務時間の延長を引き続き継続するものとしております。

次に、運営体制・職員研修等につきましては、本社の担当者と同社が運営しております近隣同

種施設の施設長同士によります定期的な会議時の実施や地域の市民団体や学校など、さまざまな団体との連携体制の強化、また、職員の一層のスキルアップを図るための通信教育や各種研修など、さまざまな取組の提案を次のページにかけて記載のとおり行っております。

次に、5ページをごらんください。生涯学習振興に係る事業・図書室の運営につきましては、生涯学習事業のテーマを大きく健康・趣味・文化活動・教養・料理の五つに分類した事業実施を計画しております。また、図書室の運営に関しましては、地域の小学校との連携や季節ごとのイベントの企画実施など、利用者ニーズに合わせた対応を計画しております。次に、市民活動支援につきましては、最初に活動を始めたい人や興味のある人、次に活動を発生させたい団体、次に市民活動をしている団体の教育依頼をした人や各種団体の3種類に分類した支援と対象者のニーズに合わせた事業実施・情報提供・相談業務について、対応を計画しております。次に、自主事業、施設の活用等につきましては、利用者が関心を持っている魅力ある事業の提供や地域包括ケアシステムの考えを取り入れた地域の見守り施設としての機能や役割を持たせるなど、施設活用の展開を計画しております。

次に、6ページをごらんください。利用の促進策等につきましては、広報活動の実施や利用促進への取組において、利用者が施設を活用し、利用者みずからが施設運営に携わることができるなどの利用者による参加度の高い施設運営を目指しております。

次に、6、収支計画でございます。収支計画表をごらんいただきたいと思っております。表の記載方法につきましては、最初に収入額合計、以下、下にその内訳を示し、最後に支出額を記載しております。そして、左から右に指定管理期間となります平成29年度から33年度までの5カ年を表示しております。収入のうち、指定管理料は年間で4,197万6,000円でございます。利用料収入につきましては、当初2カ年を500万円、次の2カ年を510万円、最終年を520万円とし、増収を見込んだものとなっております。以下、詳細は記載のとおりでございます。

次に、7ページをごらんください。川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の選定結果についてでございます。ただいま御説明いたしました施設の概要のうち、先ほど申しました4ページにございました選定結果につきましては、こちらで詳細を御説明させていただきます。

初めに、1、応募状況についてでございますが、説明会への参加団体は計10団体でございました。このうち、応募された団体は、資料にお示ししております3団体でございました。なお、このうち、団体Aと記載しているものにつきましては、評価点数が配点合計に対し、基準点となる60%に満たなかったことから、川崎市情報公開条例の規定により、団体名を公表しなかったものでございます。

次に、2、川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会委員につきましては、学識経験者として、順天堂大学名誉教授、齊藤定雄先生、同じく株式会社計画技術研究所代表取締役で、法政大学大学院兼任講師、佐谷和江先生、税理士、江口進先生、学識経験者の和光大学現代人間学部教授、堂前雅史先生、同じく日本女子大学人間社会学部准教授、黒岩亮子先生の5名でございまして、選定評価委員会は全員が出席し、審査をいただきました。

次に、3、選定理由につきましては、次のとおりでございましたので、読み上げさせていただきます。指定管理者の選定に当たり、経済的な安定性、人材確保における確実性、指定管理業務の経験・実績等の面から総合的に評価を行い、具体的ですぐれた提案を行った当該団体を選定したという内容でございました。

なお、これに先立ちまして、評価項目を五つに分けました以下、IからVまでの大項目ごとの

選定理由につきましても、読み上げをさせていただきます。最初にⅠ、市民の平等な利用が確保されていることについてでございます。開館時間や休館日の設定が詳細に記載されていること、また、努力目標についても設定され、利用促進に向けた取組も詳細に記載されていた点を評価した。次に、Ⅱ、施設の効用を最大限発揮するものであることについてでございます。ネットワークが厚い地域に鑑み、市民活動の育成面において高く評価できる提案がある。次に、Ⅲ、施設の管理経費の縮減が図られるものであることについてでございます。応募団体の財務分析の審査において、資金収支の安定性、事業活動の効率性、財務活動の健全性において、十分な安定性が認められた。次に、Ⅳ、管理を安定して行う人的及び物的能力を有している、または確保できる見込みがあることについてでございます。指定管理者として、事業面において、豊富な経験と実績を有しており、人材確保について確実に実行できる点の評価した。最後に、Ⅴ、提案全体を通して、その妥当性や一貫性等を有していること及びその他特に評価すべき事項についてでございます。8ページをごらんいただきたいと思います。地域課題解決の視点で、こども食堂の提案があり、調理室の活用につながる提案を評価した。

選定評価委員の皆様によります選定理由は、以上のとおりでございます。

次に、4、審査結果についてでございますが、評価項目ごとに、各団体の得点を記載してございます。左から合計点の高かった順に記載をしておりますが、第1順位のアクティオ株式会社と第2順位及び第3順位との差は、それぞれ246.5点及び1,190.5点でございます。

最後に、5、提案額についてでございますが、指定管理料提案額は年間で4,197万6,000円、5年間で合計2億988万円でございます。

なお、9ページ以降12ページまでに事業者選定等に関する手続要綱を参考として添付させていただいておりますので、あわせてごらんいただければと存じます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議お願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第57号について、御説明いただきました。御意見、御質問などございましたらば、お願いいたします。

【小原委員】

何点か教えていただきたいんですけども、まず、4ページの事業計画の運営体制・職員研修等というところで、一番最初に常勤職員4名というふうに表記されているんですけども、これはこの常勤4名の中に正社員はいらっしゃいますか。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

この常勤職員というのは、正社員を意味しております。

【小原委員】

そういうことですね。

一つ確認したいんですけど、ここの会社の従業員は社員が93名、契約社員が943名となっているんですけども、社員93名の中から4名ということですね。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

そうです。

【小原委員】

わかりました。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

内訳としましては、館長、副館長1名ずつ、それと、あとはスタッフというような形です。

【小原委員】

わかりました。

すみません、もう一つ戻ります。2ページの施設の概要で、現在の指定管理費の金額と8ページの提案額が結構金額的に変わってきているんですけど、この差額というのはどういう理由とか、そういうのってわかりますか。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

これは、市の財政状況、その他を含めまして調整した結果、こういう減額の形でということになりましたので、それに基づいて見積もりを出していただいたという状況でございます。

【小原委員】

もう一つです。同じく8ページなんですけれども、一番上のほうに、地域課題解決の視点で、こども食堂の提案がありというふうな話なんですけれども、一つ確認したいんですけれども、このこども食堂を運営するのは、この会社ということですか。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

そうです。会社、いわゆるアリーノの館として運営をするということです。

【小原委員】

館として運営するということですか。その際に、例えばの話ですけど、食中毒等が起こった際の損害賠償はどこに。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

この館と契約する際に、イベント等、その他もろもろのことをやっておりますので、例えば、保険の関係ですと、利用者が何かあったときに、そういったものをちゃんと補填するような形で、契約の中身には含まれております。

【小原委員】

けがとか、そういう場合だと普通の保険で、料理をつくったりすると生産物賠償とか、そういうのが出てくると思うんですけど、その辺も考えた上で、これが実施できるということなんですね。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

同社の提案としては、そのような形で出ております。ただ、この辺は、もともとここには調理室といったものがございますので、当然、そこで料理をして、しっかりした衛生環境のもとで、いろんなものを調理して提供するという形になると思いますけれども、ただ、おっしゃっていた御心配の関係もございます。この辺は、よくこちらの担当としっかりと協議して、あとは役所の保険の関係とか、そのあたりは協議をした上で、安全性を確保して参りたいと存じます。

【小原委員】

市民館にも調理室はあるんですけど、市民館がこども食堂をやるということはまずないと思うんですね。ここは生涯学習施設であって、なおかつ指定管理者がそれをやるというふうになると、市民の方から見れば、行政がやっているような錯覚に陥る可能性もないとは言えないので、その辺を気をつけていただかないと、場合によっては、誤解を生む可能性があるんで、行政がこども食堂をやっているというような捉われ方をしないようにしていかないと、ちょっとそこだけが心配なところというふうに思っていますので。何かしらちょっとやるのであれば、いろんな部分をお考えいただいてというふうに、単なる意見ですけれども、よろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

そうした点を踏まえて、よろしく申し上げます。

【中村委員】

5ページの生涯学習振興にかかわる事業、図書室の運営について、お伺いしたいです。この生涯学習事業のテーマは、大きく健康・趣味・文化活動・教養・料理に分類されており、おもしろそうなテーマだとは思いますが、生涯学習施設では現代的課題とかも対応していく必要があると思うんです。そういうものもちゃんとやっていただけるのかなというのが心配なことの一つであり、そういうことをちゃんと事業として行うためには、有資格者が必要だと思うんですね。例えば、その下に図書館とか書いてありますけれども、図書館であれば司書もそうですし、そういう事業を展開していくためには、例えば、社会教育主事の有資格者とか、そういう人が必要なんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうなっているのかなと。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

まず、図書室として地域図書室という名称のものもありますけれども、そこにはちゃんと資格を持つ者も常駐をして、図書の貸し出し、そういったものを行っていくという状況でございます。それで、あとは、ここにある五つのテーマということが出ておりますけれども、ここは非常に地域性の強い施設でございます。テーマも地域の皆さんとのいわゆる大きなイベントをやるというだけではなくて、地域の皆さんとのつながりですとか、いろいろ協力関係ですとか、そういったものを非常に重視した形で、事業展開といいますか、やってきておりますので、引き続き今後も、そういう形で行っていこうと思っております。

【中村委員】

そうしますと、例えば、市民館とか教育文化会館ですと、運営審議会とかがありまして、市民の方やいろんな方が事業の評価などで関わっているんですけども、こちらもそういうことを行うんですか。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

こちらもございます。社会教育委員会議有馬・野川生涯学習施設専門部会というのがございまして、定期的に会議を開いて、アリーナの運営のあり方ですとか、あるいは、地域振興のかかわり方ですとか、その辺もいろいろ御意見をいただきながら協議して、その中にこちらの館長も一緒に加わりまして、御意見を聞きながら、それを反映していくというものです。

【渡邊教育長】

よろしいですか。ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま見てまいりました議案第57号でございますけれども、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第57号は、原案のとおり可決いたします。

議案第58号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱について

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第58号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱について」でございます。説明を教育改革推進担当担当課長にお願いします。

【田中教育改革推進担当担当課長】

それでは、「議案第58号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱について」、御説明します。資料をごらんください。

このたび、荻宿小学校の学校運営協議会から委員の新規追加につきまして、推薦がございました。鈴木純一氏は、荻宿町会の副会長で、これまでも子どもたちの下校時の見守りや体験活動の講師の調整など、学校教育に協力されてこられております。このたび、地域住民委員として、学校運営協議会に加わっていただくことで、さらに深く学校運営に参画していただけるというものでございます。任期につきましては、平成28年10月26日から指定期間満了となる平成30年3月31日までとなります。

なお、荻宿小学校学校運営協議会委員は、鈴木氏を加えて15名となり、次回の学校運営協議会の開催は11月8日に予定されております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

【渡邊教育長】

学校運営協議会委員、具体的には苅宿小学校の委員の追加ということでした。御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、議案第58号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第58号、原案のとおり可決いたしました。

10 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了といたします。どうもお疲れさまでした。

(17時45分 閉会)